

令和3年10月5日

決 算 特 別 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 決算特別委員会

2 日時 令和3年10月5日(火)

午前10時 5分開会

午後 4時15分閉会

3 場所 議場

4 出席委員

濱崎國治	委員長	、	仮屋園一徳	副委員長	、	竹之内和満	委員	、
川上洋一	委員	、	濱門明典	委員	、	白石純一	委員	、
濱田洋一	委員	、	竹原信一	委員	、	中面幸人	委員	、
牟田学	委員	、	岩崎健二	委員	、	木下孝行	委員	、
山田勝	委員							

5 事務局職員 次長兼議事係長 上脇重樹、議事係主任 松崎正幸

6 説明員

議会事務局	局長	牟田昇君
監査事務局	局長	大田省吾君
選挙管理委員会事務局	局長	大田省吾君
会計課	課長	寺園勝夫君
企画調整課	課長	丸塚明子君
総務課	課長	福島浩君
企画調整係	係長	尾上寛史君
企画調整係	係長	川原陽介君
総務課	課長	中野貴文君
秘書広報係	係長	寺地克己君
行政係	係長	檜下幸一郎君
危機管理係	係長	岩下水健児君
情報管理係	係長	早白肌隆一君
総務課消防係	係長	事児玉秀則君
消防係	係長	谷口剛行君
税務課	課長	新中尾博隆君
滞納整理係	係長	中本千晶君
固定資産税係	係長	湯田矢凡君
市民環境課	課長	兼三笠支所長兼大川出張所長
市民環境課	課長	兼補佐兼住民年金係
市民環境課	課長	主幹兼環境対策係

			三笠支所庶務係長兼戸籍係長	大野勝一	君
			大川出張所庶務係長	本藏雄一	君
福	祉	課	課長補佐兼福祉係長	前田敏	君
			保護係長	栗林鉄矢	君
			児童対策係長	平田祥子	君
			子育て支援係長	宇都貴子	君
			みなみ保育園園長	佐渡谷まなみ	君

7 会議に付した事件

- (1) 認定第1号 令和2年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）
- (2) 認定第3号 令和2年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

○審査日程

濱崎國治委員長

ただいまから決算特別委員会を開会します。

9月21日の本会議において本委員会に付託されました案件は、認定第1号、令和2年度阿久根市歳入歳出決算認定について、一般会計。認定第2号、令和2年度阿久根市歳入歳出決算認定について、国民健康保険特別会計。認定第3号、令和2年度阿久根市歳入歳出決算認定について、交通災害共済特別会計。認定第4号、令和2年度阿久根市歳入歳出決算認定について、介護保険特別会計。認定第5号、令和2年度阿久根市歳入歳出決算認定について、後期高齢者医療特別会計。認定第6号、令和2年度阿久根市水道事業会計の決算の認定についての6件です。

初めに、審査日程について申し上げます。

審査日程は、さきの委員会で決定したとおり、本日から10月8日までの4日間です。

次に、審査順について申し上げます。

各課等の審査順はお手元に配付してあります審査日程表のとおりとしますが、審査の状況によっては日程の変更も考えながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、審査の方法は、歳入歳出決算書のほか、提出されている全ての書類により行うこととなります。まず、所管課長等の説明を求めます。課長等は最初に、主要事業の成果説明書について、まちづくりビジョンに関する取組状況等についてと併せて説明されます。その後、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づいて説明されます。ただ、今回からタブレットが導入されておりますので、三つの書類を同時に開くことはちょっと不可能でありますので、この事項別明細書については、必要がある場合についてのみということとさせていただきます。ただ、課長等においては既に説明文を書いていらっしゃると思いますので、委員の皆さん方は、この事項別明細書については必要に応じてということで、お願いいたします。なお、記載してある金額などは、前年度と比較した説明を行う必要がある場合を除き、基本的に読み上げないこととし、ただし、主要な業務や事業については、十分に内容を説明することとしております。

課長等の説明の後、各委員の質疑を行います。質疑は、一問一答形式とします。掲載されているページ、款項目を言ってから始めてください。なお、質疑は簡潔明瞭に議題外にわたることのないように、特にお願いいたします。

なお、現地調査につきましては議事の進行上、3日目の審査終了後にお諮りします。また、全ての所管課等の審査終了後にお諮りしました総括した質疑については、議事の進行上、3日目の審査終了後までの分については一旦3日目の質疑終了後にお諮りします。なお、4日目の分に関しましては質疑終了後にお諮りしますので、よろしくお願いいたします。

各委員におかれましても、委員会が円滑・効率的に進行できるよう御協力をお願いいたします。

ここで、決算審査の目的・意義について改めて御案内をいたします。決算審査は当該年度に議決した予算が、趣旨と目的に従って適正に、そして、効率的に執行されたかどうか。そ

のことによってどのような行政効果が発揮できたか。さらに、今後の行財政運営においてどのような改善工夫がなされるべきかが着目点であると言われております。つまり、行政効果の客観的判断と今後の改善や反省事項の把握と活用についてであります。

以上を鑑みて審査に当たられますよう、よろしくお願いいたします。

○認定第1号 令和2年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

濱崎國治委員長

それでは日程に従い審査を開始します。

議会事務局は入室してください。

〔議会事務局入室〕

認定第1号を議題とし、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

議会事務局長の説明を求めます。

牟田議会事務局長

それでは、議会事務局所管の事項について御説明いたします。

ただいま委員長からございましたけれども、議会事務局においては、主要事業の成果説明書に記載はありませんので、決算に関する説明書及び事項別明細書により説明させていただきます。

決算に関する説明書は33ページ、事項別明細書は15ページになります。

歳出の概要について御説明いたします。

令和2年度の議会費では、当初予算額に対し、昨年の第3回定例会、第4回定例会及び今年の第1回定例会において、ペーパーレス会議システムの導入に係る増額補正及び議員期末手当、旅費等の減額補正を行い、予算現額は1億2396万4000円となりました。

支出済額は1億1635万9000円余り、ペーパーレス会議システムの納期延長に伴う翌年度への繰越しが353万3000円、不用額が407万1000円余りであり、予算現額に対する執行率は96.72%となっております。

それでは、事項別明細書の各節ごとに支出済額の欄で御説明いたします。1節報酬から4節共済費は、職員4名、議員15名、会計年度任用職員1名分の給料、報酬、期末手当、市議会議員共済会負担金及び職員共済費が主なものであります。7節報償費は、議会だより掲載のクイズ正解者への商品券贈呈17名分であり、令和2年度発行された市議会だよりの4回分において、応募者39名のうち正解者29名で、抽選により当選者を決定し、商品券を贈呈したものであります。次に、8節旅費は、議員の費用弁償約41万円、職員の普通旅費約12万円、常任委員会参考人3名分の約1万4000円が主なものであります。なお、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各種会議等が書面開催もしくは中止とされ、第4回定例会の補正第6号において減額補正を行いましたが、不用額は、年度末までの議長等の旅費を留保していたものであります。次に、9節交際費は、議長等が出席した各種会合に係る会費等が主なものでありますが、県内の各種行事等が中止され、不用額が発生したものであります。なお、本件も補正で減額いたしましたが、年度末まで留保していたものであります。10節需用費は、市議会だよりの印刷製本費約81万円、新聞購読料や参考図書追録代など約45万円が主なものであります。11節役務費は、郵便・電話料等の通信費が主なものであります。12節

委託料は、会議録反訳印刷製本業務約と、会議録検索システム運用業務委託料であります。会議録検索システムは、情報公開の推進や市民の皆様への議会活動の啓発においても、容易に文言等で検索や閲覧ができることで格段に利便性が向上したものと思っております。13節使用料及び賃借料は、主に議場カメラ機器リース料、中継システムを設置する予定でありましたが、機器の納入が遅れたため、不用額が発生したものであります。17節備品購入費は、先の説明のとおり、昨年の第3回定例会において、タブレットの購入費用を計上いたしましたが、機器の納入が遅れたことにより、令和3年度へ繰り越したものであります。18節負担金、補助及び交付金は、全国市議会議長会負担金をはじめ、全国・九州・県それぞれの議長会等の負担金であります。各種会議の中止等により、不用額が発生したものであります。

次に、歳入について説明いたします。

決算に関する説明書の29ページをお開きください。20款諸収入5項4目雑入のうち議会事務局所管分は、ページ中ほどに記載してあります会計年度任用職員の雇用保険料と、令和2年7月の豪雨災害における鹿児島県市議会議長会及び九州市議会議長会からの災害見舞金であります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

議会事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

木下孝行委員

8節の旅費について、所管事務調査については隔年で、近いところと遠いところと差がついていたと思うのですが、令和2年度は遠いところに行ける旅費だったのか。また、その旅費は幾らだったのか。

牟田議会事務局長

旅費に関してですが、令和2年度から一律、お1人7万円という形で予算を組んでおります。これまではおっしゃるとおり、10万円と6万円という形で遠距離の部分も含めて、予算を組んでおりましたが、近年の委員の派遣状況を見ると、そこまで遠距離に行かれるということがなくなったと。もし、そういう場合があったときは、予算の流用等、予算執行状況を見ながら執行していくという形にしております。

木下孝行委員

委員会の調査の状況によって遠いところにどうしても行かないといけない場合は、しっかり対応できるということですね。

牟田議会事務局長

その場合は協議して、その目的を果たすために努力したいというふうに思っております。

中面幸人委員

17節備品購入費について、繰越し明許になっているのですが、実際もうタブレットを使っているのでもちょっとお聞きしたいです。タブレットを使うことによって紙が要らなくなったりするわけですが、どれぐらいの経費の削減になるのか、概算でも分かれば。例えば市民の方には聞かれたときに、これぐらいの削減になってるよと説明する必要があるので、大体の概略でも分かりませんか。

牟田議会事務局長

現在、議会で主に配付されているものが議案書、それに関する資料であります。これにつ

いては、執行部がどのような算定をしているかということの把握はしておりませんが、以前、議会運営委員会で視察されました曾於市においては、200万円以上の削減効果があると算定されているということでもあります。それは文書の印刷製本だけではなくて、例えば通信費とか、印刷にかかる人件費等も含めて計算したところ、200万円以上の年間効果があるというふうには伺っていたところです。

山田勝委員

先ほど局長は、成果説明書については議会事務局はありませんということでしたが、成果説明書に載せるような成果はなかったということですか。

牟田議会事務局長

主要事業に関する成果説明書に掲載する事業というのがなかったと。

例えば継続して行われる市の事業とか、そういうものについてはその効果などを、毎年検証していただいているわけですが、議会の場合は令和2年度については、そういう事業と思われるものがなかったというふうに理解しております。

山田勝委員

その判断は誰がするの。

牟田議会事務局長

事務局で判断しております。

山田勝委員

去年はコロナ禍で議員と語る会とかなかったんだけど、近頃、例えば、議会報を出す広報広聴委員会なんかは、すごく活動していると思いますよ。そういうことなんかも載せていいと思うんです。なぜかと言えば、これはあくまでも市民にアピールする話ですからね、こういう成果説明というのは市民にアピールするもの。議員はこういう活動してますよという意味では、成果説明書の中に載せていいと思う。成果説明書というのは議会に出すわけじゃなくて、基本的には市民にお知らせする一つの資料だと思ってんですが、そこを事務局の判断でいいのかな。結局は事務局長の判断ということですよ。

牟田議会事務局長

確かに事務局で判断して、その掲載の要否については行っておりますけれども、今言われる広報広聴委員会の皆様が非常に活動されているということは承知しております。ただ、一つの事業という考え方ではなくて、委員会の活動ということでありますので、それを掲載するのはいかなものかというふうには考えております。

山田勝委員

たまたま、今、広報広聴委員会の話をしました。でも基本的にはいろんな特別委員会とか、いろんなのがあっていいでしょう。そういうことも、そういう審議をした、あるいはこういう結論が出たというようなものは、やはり私は載せないといかんと思いますよ。議会活動の成果ですから。例えば、議会報に載せているじゃないかと言えば、それもいいですけど、予算を使ってやる一つの事業なんですよ。それを議会事務局のはありませんでしたって言うのを、事務局の勝手な判断にするというのはいかなものですかね。ですから、議運でももう一遍話をするとかしないと、議会事務局の逸脱した勝手な判断だというふうに私は思いますけどね。

牟田議会事務局長

委員のおっしゃることは十分理解できております。ただ、一つの議会活動という中で、主

要事業の中に載せるというのはどうかと。また、議会活動としては別個の方法で、市民の皆様には周知し御理解いただくというのが必要じゃないかなというふうに思っております。また今後、その点につきましては議長も含め、議運でも協議させていただきたいというふうに思っております。

山田勝委員

結局、阿久根市の予算を使ってそれなりの活動をしたり事業をしったりしているわけじゃないですか。議会としてちゃんと予算を使って、ちゃんと議会活動している。それはそれとして、成果としてやはり私は上げてほしいなと思いますよ。それは、あなたが言うように、それは議会事務局長で判断しますと言うのは越権です。議会が、正式に議長印鑑を押して、こういうことに決しましたというのであればそれでいいですよ。でも私たちの判断でそうしましたでは、私は納得できない。ということで、よろしくお願いします。

濱崎國治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、議会事務局所管の事項について審査を一時中止します。次に、認定第1号中、監査事務局所管の事項について、審査に入ります。

〔議会事務局退室、監査事務局入室〕

監査事務局長の説明を求めます。

大田監査事務局長

認定第1号中、監査事務局および公平委員会事務局の所管する事項について、御説明いたします。

はじめに、公平委員会費から御説明いたします。

決算に関する説明書の37ページをお開きください。

第2款総務費1項10目公平委員会費は、予算現額8万2000円に対し、支出済額は8万702円、不用額1,298円で、執行率は98.4%となっております。このうち、1節報酬は、公平委員会委員3人分の報酬であります。18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書の備考欄に記載してあります、県及び全国公平委員会連合会への負担金であります。

次に、監査委員費について、御説明いたします。

決算に関する説明書の42ページ、事項別明細書は24ページをお開きください。第2款総務費6項1目監査委員費の予算現額、1521万円に対し、支出済額は1512万8757円、不用額8万1243円で、執行率は99.5%となっております。このうち、1節報酬は、監査委員2人分の報酬であります。18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書の備考欄に記載してありますとおり、九州各市監査委員会ほか3件の会費負担金等であります。

歳出につきましては、以上であります。

なお、歳入につきましては、該当がありませんでした。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

監査事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

監査委員の勤務日数というのは、1年間にどのくらいなんですか。

大田監査事務局長

令和2年度実績でございますが、日数で申し上げますと、代表監査委員が年間で212日、議員選出委員が53日です。

山田勝委員

この差はなんですかね。例えば、議員選出委員には53日分の仕事を割当ててあるというだけの話ですか。それとも、一つの監査を行うのに2人するのは53日分しかないということですか。

大田監査事務局長

委員のおっしゃるとおり差がありますけれども、代表監査につきましては、割り振られた定期的な監査以外にも事前に登庁していただいて、かなり勉強されております。この日数につきましてはそういう差があるのかなあとっております。

山田勝委員

代表監査委員は自主的に勉強するけれども、議員の人はもう決まった分だけで勉強せんでも構わないわという話ですね。

〔発言する者あり〕

あなたは現実を話せばいいですよ。

例えば代表監査委員の212日は、監査するためではなく勉強するために出勤されている日も入っていると、こういう話でしょう。では、監査をする日というのは何日あるんですか。

大田監査事務局長

毎月、例月出納検査がございますけれども、これにつきましては毎月ございますので、少なくとも12日間はございます。あと、定期監査がございますけれども、これにつきましても、ほぼ毎月ございまして、長くて2日間程度はかかります。それから、定期監査の中でも学校に出向いていたりするので、その分につきましても日数がかかりかかるかというふうに思います。このほか、決算時期になりますと、水道事業の決算審査につきましても、ある程度日数を要しております。あと、市の一般会計・特別会計につきましても、相当の日数を要しております。その他いろいろありますけれども、212日というような数字がございましたが、ちょっと繰り返しますけれども、このボリュームにつきまして、定期的に、1、2日で終わらせるような内容ではございませんので、かなり踏み込んだ形で分析をしなければ、審査の支障になるのかなというふうには思っております。

山田勝委員

代表監査委員が212日来て勉強されて、そして阿久根市の監査を、もう踏み込んで勉強せないかん、やらないかんと言っているのにかわらず、議会から行った人は53日で終わって、しゃんしゃんで終わるかといって思ったっていう話ですよ。やっぱり議会から行った人も、負けないように一生懸命やらないかんと思いますよ。議会から行った監査委員も。これでは、議会から行ったって、私はもう信頼できない。でも、それをここであなたに言ったって始まらないから、事実が分かっただけでありがとう。

竹原信一委員

今の件ですけども、その212日と、ちゃんと数字を上げているわけですよ。何か出勤簿があつたりするわけではないかと思うのですけれども。そして、出て来た日数によって手当

が変わるわけでもないわけですよ。どういうふうにして、その記録というのはつけているんですか。

大田監査事務局長

ただいまの御質問ですけれども、代表監査につきましては、先ほども申し上げましたとおり、ほぼ毎日来られるんですが、その際、旅行依頼簿を書いてもらうんですけれども、
〔発言する者あり〕

旅行依頼簿です。いわゆる、市内の自宅から市役所までの記録簿、それをカウントしております。

竹原信一委員

旅費が出るということなんですか、来るたびに。そうしたら、議員が出席したときも旅費が出るんですか。

大田監査事務局長

はい。おっしゃるとおりです。

竹原信一委員

代表監査委員がほとんど毎日来られる話というのは、代表監査委員が独自に明日来ないといけないなという判断をされるんでしょうね。職員のほうもそのつもりで、ずっと対応していると。そういう状況があると。山田委員も言われましたけども、議員のほうにはそういった中身というのが全然伝わらない状態で、本番の53日しか仕事がないと。これが現実ですね。それで、その1日の交通費といいますか、代表監査委員が来られる1回につき幾らになっているんですか。

大田監査事務局長

往復260円でございます。

山田勝委員

例えば代表監査委員は、いつでも必要に応じて来ていいんだけど、議選の監査委員はいつでも来て勉強はしてはならないのですか。決まった日だけですか。

大田監査事務局長

そのような制限はないというふうに認識しております。

山田勝委員

これは報酬だからね、報酬はお礼ですから、勉強すればどっさりしてよかし、せんぎいっちょんせんでかんまんし。そういう中で、この大きな差を感じているんですけどね。

ちなみに、失礼ですが、知らないから聞きますけど、代表監査委員の報酬と議選の報酬は幾らですかね、月額。

大田監査事務局長

代表監査委員につきましては、月額8万7700円。議員選出の方につきましては、月額5万1100円。以上です。

岩崎健二委員

今、お伺いしました代表監査委員は、年間212日と、ほとんど平日は出勤というような形だと思うんですが、これについて、月8万7700円はいかにも安いと思うんですが、そのような議論をされたことはないでしょうか。

大田監査事務局長

今の段階ではちょっと判断しかねますけれども、報酬の見直しの件に言及することになる

んですけども、まずは県内の監査委員の報酬の状況、あと勤務日数、出席日数等々も関することになりますけれども、見直しの必要があると判断されたときには、速やかに対処できるような方向性は持っていてもいいのかなとは思っております。

竹原信一委員

今の報酬の件、議員のほうは5万幾らって、その仕事の日数は大きく差があるって、むしろ議員のほうにも問題があるんじゃないかというふうにもさえ見えます。検討は両方についてしなきゃいけないと思いますので、よろしくお願いします。

木下孝行委員

事務局には、もう少ししっかり数字を述べてもらいたいのですけれども、比較するに関して、他の市町村の代表監査の出席日数が何日ぐらいで、議選の監査が何日ぐらいという数字は把握してるわけですから、そこも出してやらんと。もう一方的に、他市からすれば阿久根は勤務日数が少ないとかいうふうに勘繰られて、代表が少ない・多いという基準ができないわけだから、そこは分かっているわけだからしっかり説明してくださいよ。

大田監査事務局長

少しデータが古いのですけども、令和元年度の実績が手元にあります。県内19市になりますけれども、議員選出の監査委員の年間出席は、鹿児島市が36日。それから、1番多い薩摩川内市が103日、指宿市も同じく103日。1番少ないところでは、奄美市が34日です。

木下孝行委員

ちなみに出水市の数字を教えてください。

大田監査事務局長

出水市につきましては、83日です。

木下孝行委員

それは議選の数ですか。代表は何日ですか。

大田監査事務局長

出水市の代表監査委員は、98日です。

濱崎國治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、監査事務局所管の事項について審査を一時中止します。

〔監査事務局退室、選挙管理委員会事務局入室〕

次に、認定第1号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局長の説明を求めます。

大田選挙管理委員会事務局長

認定第1号中、選挙管理委員会事務局の所管する事項について、御説明いたします。

決算に関する説明書の41ページをお開きください。第2款総務費4項1目選挙管理委員会費は、予算現額1029万3000円に対し、支出済額は982万1516円、不用額47万1484円で、執行率は95.4%となっております。このうち1節報酬は、選挙管理委員会委員4人分の報酬であります。18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書の備考欄に記載してありますとおり九州都市選挙管理委員会連合会ほか3件の負担金であります。

次の２目選挙啓発費は、予算現額12万8000円に対し、支出済額は12万2326円、不用額5674円で、執行率は95.6％となっております。このうち７節報償費は、阿久根市明るい選挙推進協議会への出会謝金などであります。18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県明るい選挙推進協議会出水支会への負担金であります。

次に、５目県知事選挙費は、昨年７月12日に執行しました県知事選挙に要した経費であり、予算現額1053万7000円に対し、支出済額は1052万9091円、不用額7,909円で、執行率は99.9％となっております。このうち、１節報酬は、投票所における投票立会人、期日前投票所の投票管理者や投票立会人及び投・開票事務従事者等の報酬であります。10節需用費は、投票所入場券、啓発チラシの印刷代が主なものであります。11節役務費は、投票所入場券発送等に係る郵便料や投票用紙計数機等の保守点検料が主なものであります。12節委託料は、ポスター掲示場設置に要する経費が主なものであります。13節使用料及び賃借料は、投票用紙読取分類機及び開票所非常用照明機器の借上料が主なものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものについて、御説明いたします。

決算に関する説明書の20ページにお戻りください。第15款県支出金３項１目総務費委託金のうち、４節選挙費委託金は、決算に関する説明書の備考欄に記載のとおり、県知事選挙費及び在外選挙人名簿登録事務委託費に係る県委託金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

山田勝委員

県知事選の投票率は幾らでしたか。

大田選挙管理委員会事務局長

令和２年７月10日執行の県知事選挙の投票率は57.47％であります。

山田勝委員

投票率がものすごく低い。知事選だからかもしれないけど、もう毎年毎年ですね、老人が多くなった関係で、ものすごく少なくなっていくますよね。これは去年から私言ってるんですが、今後について、ぜひ検討してほしいと思います。投票のやり方を、上げるように。

濱崎國治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第１号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査を一時中止します。

〔選挙管理委員会事務局退室、会計課入室〕

次に、認定第１号中、会計課所管の事項について、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

尻無濱会計課長

認定第１号中、会計課所管の事項について御説明します。

会計課は、主要事業の成果説明書について該当がありませんので、決算に関する説明書及

び事項別明細書に基づき、歳出から御説明します。

決算に関する説明書は35ページ、事項別明細書は17ページをお開きください。 第2款総務費 1項総務管理費 6目会計管理費は、会計事務に係る費用が主なものであります。なお、8節旅費及び18節負担金、補助及び交付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催となった会議や参加を見合わせた研修会の旅費及び出席負担金であり、補正により減額したものであります。

次に、決算に関する説明書は82ページ、事項別明細書は56ページをお開きください。 第12款 1項公債費 2目利子22節償還金、利子及び割引料の予算現額4193万円のうち、会計課所管分の予算現額は48万3000円であり、支出済額22万5134円は一時借入金利子であります。不用額は25万7866円でした。

次に歳入について、御説明します。

決算に関する説明書は25ページを、事項別明細書は11ページをお開きください。 第20款 諸収入 2項 1目市預金利子 1節預金利子の収入済額17万4686円は、歳計現金の預金利子であります。

以上で、説明を終わりますが、御審議方、よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ないので、認定第1号中、会計課所管の事項について審査を一時中止します。暫時休憩します。

〔会計課退室〕

(休憩 午前10時53分～午前11時06分)

〔企画調整課入室〕

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き、審査を再開します。

次に、認定第1号中、企画調整課所管の事項について、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

福島企画調整課長

認定第1号のうち、企画調整課の所管事項について御説明申し上げます。

初めに、令和2年度の企画調整課の主な事務事業について、主要事業の成果説明書により説明申し上げます。

成果説明書の11ページをお開きください。定住促進対策事業のうち移住定住促進補助事業では21件、880万円を、12ページの定住促進対策木造住宅建築補助事業では11件、300万円を、13ページの地域支え合い定住支援補助事業では9件、120万円をそれぞれ補助しており、移住定住の促進や良好な地域社会の形成に寄与したところであります。なお、これらの定住促進対策事業については、令和元年度を期限としていたことから、令和2年度においては、経

過措置として令和元年度末までに工事に着手した案件のみを補助対象として実施したものです。

14ページになります。華の50組歓迎レセプション関係事務について、前日のレセプションも含めて行事自体は中止となりましたが、本市の華の50歳組を広くPRするため、地域おこし協力隊のOGにデザインを依頼し、新たに法被を作成したことが主な事業内容となります。なお、本事業に関係しては、まちづくりビジョンの取組状況の38ページにおいても華の50歳組参加率として記載されており、令和2年度の評価は、新型コロナの影響によりDとなっております。

15ページになりますが、地域色づくり事業は、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化につながる取組を支援するため、定例的な活動等を支援するほか、健康づくりや防災活動への取組の実績に応じて総額で1102万6000円の補助金を交付したところであります。本事業に関しても、まちづくりビジョンの取組状況の40ページに活性化事業取組件数として記載されており、令和2年度の評価は、先ほどの華の50歳組と同様、新型コロナの影響によりDとなっております。

16ページになりますが、乗合タクシー運行事業では、市内の42区において、1,894回に渡り延べ3,498人の方々に利用いただいております。また、本事業に関しても、まちづくりビジョンの取組状況の28ページに乗合タクシー1回当たりの乗合人数として記載されており、令和2年度の評価は、Bとなっております。

17ページになりますが、男女共同参画事業では、男女共同参画推進懇話会を4回開催し、令和3年度から計画期間を10年間とする第3次あくね男女共同参画プランを策定するとともに、あわせて阿久根市男女共同参画推進条例を制定したものです。なお、本事業に関しても、まちづくりビジョンの取組状況の42ページに男女共同参画地域推進員の数と委員会等における女性の登用率として記載されており、令和2年度の評価は、それぞれD、Cとなっております。

18ページの特別定額給付金事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による国の緊急経済対策として、一人につき10万円を給付する特別定額給付金事業を実施したものであり、給付実績は、1万54世帯、1万9993人に対して、総額19億9930万円でした。

19ページになります。令和2年度は、5年に1度の国勢調査の実施年度でした。今年度に入って6月25日に公表された速報値において、本市の世帯数は8,614世帯、人口は1万9289人となっています。

次に、決算の主な内容について、御説明いたします。

歳出から、歳入歳出決算事項別明細書及び決算に関する説明書により申し上げますが、事項別明細書は18ページ、決算に関する説明書は35ページから37ページにかけてとなります。

第2款総務費1項8目企画費は、予算現額6億1833万7000円に対して、支出済額が2億7297万311円、翌年度繰越額が2億9361万9000円、翌年度繰越額を除いた執行率は、84.1%であります。

以下、節ごとに主なものについて御説明いたします。

7節報償費は、まちづくりビジョン等施策検証委員会に関する出会謝金や男女共同参画推進懇話会に関する謝金が主なものであります。10節需用費は、官庁速報の購読、消耗品の購入が主なものであります。12節委託料は、成果説明書でも御説明しました50歳組に係る法被作成業務、第3次あくね男女共同参画プランの作成業務のほか、折口駅トイレの清掃業務が

主なものであります。18節負担金、補助及び交付金のうち主なものは、説明書36ページの備考欄の中ほどに記載の、地域間幹線系統確保維持費補助事業、空き家活用支援事業、移住定住促進補助事業、地域色づくり事業であります。24節積立金は、寄附金等の実績により積み立てたものであり、その内訳は、説明書の備考欄に記載のとおりであります。

次に、事項別明細書は20ページから21ページにかけて、説明書は40ページを御覧ください。

20目特別定額給付金給付費は、成果説明書で説明したとおりであります。予算現額20億975万5000円に対して、支出済額は20億975万37円で、執行率は99.9%であります。その主なものは、給付金のほか、システム改修負担金及び事務補助員の報酬となります。

次に、事項別明細書は23ページから24ページにかけて、説明書は42ページをお開きください。

5項統計調査費 1目統計調査総務費は、予算現額1278万2000円に対して、支出済額は1214万4623円で、執行率は95%であります。その主なものは、職員2名分の人件費のほか、消耗品の購入や市民所得推計事務に係る県統計協会に係る委託料であります。

2目基幹統計調査費は、予算現額1022万3000円に対して、支出済額1005万8926円で、執行率は98.4%であります。その主なものは、1節報酬であり、国勢調査に係る調査員等の報酬であります。

次に、事項別明細書は32ページから33ページにかけて、説明書は53ページをお開きください。第5款労働費 2項 2目働く女性の家管理費は、予算現額210万9000円に対して、支出済額は210万4330円で、執行率は99.8%であります。このうち、主なものは、1節報酬の働く女性の家指導員1名の報酬、夜間及び土曜日における警備員の報酬、7節報償費の年度中に開催した市主催講座の講師謝金であります。なお、この働く女性の家は、社会経済情勢の変化に対応するため、広く市民等の利用が可能となる公民館施設に転用することとし、令和2年10月から所管を生涯学習課に移して、中央公民館鶴見分館として運営を行っております。したがってこの歳出額につきましても、令和2年4月から9月までの半期分であることに御留意ください。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について、決算に関する説明書により御説明いたします。

説明書の12ページにお戻りください。第13款使用料及び手数料 1項 8目労働使用料は、働く女性の家の施設使用料であります。なお、歳出で説明したとおり、こちらも歳出同様に令和2年4月から9月までの半期分となっています。

次に、14ページになります。14款国庫支出金 2項 1目総務費国庫補助金のうち企画調整課所管分は、備考欄記載の地方創生臨時交付金及び特別定額給付金となっており、うち地方創生臨時交付金については、各種の感染症感染防止対策支援事業、活性化商品券事業、特産品等流通促進支援事業などに活用したものであります。

次に、17ページになります。第15款県支出金 2項 1目総務費県補助金は、原子力発電に関する住民広報等調査費として交付される広報・調査等交付金や電源立地地域対策補助金が主なものであり、電源立地地域対策補助金は塩浜公園整備事業など9事業に活用しております。

次に、19ページから20ページにかけてとなります。3項 1目 5節統計調査費委託金の主なものは、国勢調査に係る委託金であります。

次に、22ページをお開きください。第16款財産収入 1項 2目利子及び配当金のうち、企画調整課所管分は、ふるさと創生基金、人材育成基金及び地域振興基金に係る利子であります。

次に、23ページを御覧ください。第17款寄附金 1項 2目総務費寄附金は、特別定額給付金

に係る個人からの寄附金であります。

次に、24ページを御覧ください。第18款繰入金 1 項10目地域振興基金繰入金は、子ども医療費助成事業、地域色づくり事業などに充当したものであります。

次に、26ページをお開きください。第20款諸収入 5 項 4 目雑入のうち企画調整課所管分の主なものについて御説明いたします。説明書の備考欄の真ん中ほどの場外車券売場設置市地元協力金は、サテライト阿久根の場外車券の売上げの一部が地元協力金として納入されたものであります。乗合タクシー事業国庫補助金事業者精算返納金は、乗合タクシー運行事業者に交付された前年度の運行実績に対する国庫補助金について、市から交付している乗合タクシー運行事業補助金と重複する分が返納されたものであります。

最後に、30ページをお開きください。第21款市債 1 項 1 目総務債は、肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業に充当するため借り入れたものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中面幸人委員

成果説明書の11ページから13ページにかけて、関連する三つの事業について質疑したいと思います。

まず、事業の成果として同じような内容の、例えば、地域経済の活性化が図られたとか、自治会活動の活性化と良好な地域社会の形成に寄与したとか、という成果が書いてありますけれども、地域経済の活性化とは、言わば地元の地域の建築会社とか建設会社とか、そういう方のことを言われていると思うんですが、実際にそういう方々の意見等を聞かれたのか、それとも、自分たちでただ判断したのか、お答えください。

福島企画調整課長

質問の趣旨は、事業者から評価等を聞き取りしたのかという御質問だと思いますので、その前提でお答えいたします。

こちらから事業の終了後とかに、まとめてヒアリング等を行ったことはございません。ただ、事業者が来られた機会等にお話して実情を伺ったということはありません。

中面幸人委員

この事業は元年度で終わっておりますけど、それまで、いろいろ私が聞いたところによると、なかなか申請が面倒くさくて、それぐらいの補助だったらもうまけておっちょくとか、ちょっと方言で分かりますかね。そういう形で、なかなかもう申請が面倒くさいからというのも声もありました。あと、例えばその集落に定住して来られたから地域の活性化が図られたということだと思うんですけど、これもなかなか全市内で限られた人数ですから、相当この評価は大きな評価の表現をしてあるんじゃないかなというふうに思います。これを見れば、何かこの事業で相当な成果があったように聞こえますけれども、私は、この地域の課題とか、そういうのが解決したようには思えないと感じているところです。令和元年度で廃止したということですけども、これは国の事業が終わったから廃止という形になったのでしょうか。

福島企画調整課長

直接のきっかけは、国の何かしらのこの補助金に対する支援策が終わったからというよりは、平成24年度から移住定住促進事業というものを行ってきたわけではありますが、何度か

延長しながら行ってきたところでもあります。ただ一方で、事業効果という話もありますが、例えば、空き家の件数が増えてきたとか、そういったこともありまして、別な事業、空き家の活用補助金事業とかと併せて改評を行ったところもありますので、ここは市の判断として、この事業は終えるけれども別な形で移住政策を推進していこうという判断の下、令和元年度をもって廃止したというものであります。

中面幸人委員

そういうふうな形で別な事業に移行していくということは分かりますが、少子高齢化・人口減少で、例えば、地域・集落に、阿久根は77の集落があってそれぞれ状況は違いますけど、中山間地域、田舎に行けば、市道などの草払い清掃がものすごく大変なんですよ。例えば行政側としては、集落と集落間の間は業者に委託するけど、集落内の使用については、今までどおり集落でしてくださいよと、奉仕作業でしてくださいよという考え方ですが、しかしこのように、少子高齢化が進んでいく中で、やはり時代の流れに応じた市政運営をしていかなければならないと私はそういうふうに思っておりますので、こういう事業は、国の事業が終わったから止めるのではなくて、先ほどこれに代わる空き家対策なんかを言われましたけど、やはり継続して、時代の流れに沿った事業をしていかなきゃいけないというふうに思っているんですが、その辺りは課長はどういう考えですか。

福島企画調整課長

委員のおっしゃることはごもっともだと考えておりまして、確か令和元年度でこの事業自体は廃止してるわけではありますが、空き家の補助事業については先ほど御説明しましたが、あと今年度、令和3年度から子育て世帯移住支援事業というものを設けまして、こちらもやはり移住していただく以上はなるべく子育て世帯に移住していただきたいということで、そちらの移住に対して一定の支援を行おうということで、補助金とあと、子供の数に応じて商品券を交付するというような事業を設けて、こちらを令和3年度、今年度から始めたところでもあります。

地域の問題はこれからも続くと思いますので、引き続き、この事業についても、単純に継続するというのはなかなか難しいかもしれませんが、改善事項等を見つけながら、市として何が支援できるかというのは考えてまいりたいというふうに考えております。

中面幸人委員

往々にして、各自治体は国の事業に沿ったいろんな事業を実施していきますけれども、国の事業が終わっても将来を見据えた市政の運営をしていかなきゃならないと思うので、市の単独事業とか、そういうのをいろいろ活用して、今後の少子高齢化・人口減少に向けた、地域の活性化について、今後ともぜひ、いろいろな事業を組立ててもらいたいと思います。

山田勝委員

決算に関する説明書の36ページ。負担金及び交付金というのがあるんですが、出水駅蔵之元間シャトルバスに291万2000円、阿久根市は出しているんですけど、前から全然、阿久根市民は誰も乗らないバスなんですよ、これ。私は、乗らないバスなのに出不来といけなかったら、例えば、警察署の前のバス停にも停めてくれるようお願いしてくれないかと言ったら、非常に言葉巧みに断られてしまったんですが、そういうことはできないんですかね。

尾上企画調整課長補佐

以前、そういった御質問がございましたので、南国交通バスのほうに確認をさせていただ

きました。新たにバス停を設けるというのは非常に難しいといった御回答がありました。

山田勝委員

私は電話で確認じゃなくて、あなた方が行ってお願いをしたのかしていないのかって思っているんですよ。阿久根市民は全然乗らない路線なのに、南国交通に約200万出しているのにさ。そういうお願いは聞いてくれないのかなあと思うんですよ。例えば最初はね、何か所かしかなかったのが、その後何か所か増えたじゃないですか、市役所の前、駅前、A Zの前、折口、なかったじゃないですか。そういうことを考えるとできないはずはないんだけど、できない理由を電話でちょっとちらちらと聞いただけだと僕は思ってるから言うんです。少しは努力してくれないと困りますよ。そういう住民がおったらね、東京から帰ってくるのに本当にいいんだと。タクシーを頼んで来ないといかんという話をされればね、何とか警察の前にも停めてくれないかと。もう終わりのほうですから、停まっていいんじゃないですか。だから、お願いしてみないと。確認とお願いには相当の差があります。

課長、そういうことでよろしくをお願いします。

福島企画調整課長

できる・できないは、当然我々だけではできない判断になりますので、ただ、できるかできないかは改めて協議といいますか、確認はさせていただきたいと思います。

山田勝委員

ぜひ、そうしてください。そういう方が何人かおれば、やっぱりしてあげないといかんですよ。阿久根市は全然市民の乗らない路線に200万出しているんですよ。

そういうことでひとつ、お願いします。

白石純一委員

同じページ、決算に関する説明書の36ページ。

ちょっと聞き逃していたらすみません。真ん中から少し下に、阿久根市地域間幹線系統確保維持費補助事業とありますが、これは空港バスのことでしょうか。

福島企画調整課長

該当する路線は3路線ありまして、一つが御指摘のありました空港バス、阿久根市役所から鹿児島空港まで行く路線です。あとは、佐潟口から水俣車庫までの路線、それから隈之城車庫から阿久根新港までの路線。この3路線が該当路線として、市が負担をしているものがあります。

白石純一委員

以前ちょっと伺ったことがあるんですが、これは、その年に実際に走らせた便数に基づいて、翌年か翌々年度の補助金を出すという理解でよろしいでしょうか。

福島企画調整課長

今年度でいいですよと、令和元年から令和2年9月までの分を払うということになりますので、前々・前年度分といいますけど、ちょっと半期ずれていますので言いづらいのですが、そちらについて市が一定の負担のもと、国・県が基本的には負担するんですが、それと合わせて市も負担するという事業内容となっております。

白石純一委員

と言いますのは、昨年度のコロナ禍が始まって以来、例えば空港バスはほとんどお客さんは乗っていないんですよ。ですから、南国交通さんも本当は減便したい、もしくは、してもいいんじゃないかと思ってるんじゃないかと思うんですが、それをすると、実績として、次の

補助金が減らされるというのを懸念されているのであれば、ほぼ空のバスを走らせて、その事業者がガソリン、人件費代を負担していただくことはせずに、バスを走らせることは免除してでも、阿久根市にとって必要なものであれば補助はするよというような形でもいいのではないかと。二酸化炭素の排出量削減にもなりますし、バス事業者さんの利益確保にもつながりますので。その辺りのお話はできないのでしょうか。

福島企画調整課長

南国交通とも最近何遍か話す機会があったのですが、その中身では具体的にその空港路線について減便したいという話はありませんでした。ただ、非常に難しいのが、1回減便してしまうと利便性が低下して、また乗っていただく方も減るということもあるかと思いますので、なかなかその減便自体も難しいというのもあるでしょうし、また空港路線につきましては出水市とかさつま町も関わる話ですので、なかなかうち単独ではいかないですし、当然経費もかかる話になっております。ですので、そこら辺とも調整しながら、南国交通さんがこういう形でしたいということがあれば、当然お話はしっかり聞いて、こちらとしても対応させていただきたいと思います。

白石純一委員

空港バスの鹿児島市内線、薩摩川内線は減便をされていたと思います。したがって、事業者であれば、このコロナ禍で乗るお客さんがほとんどいないにも関わらず走らせるというのは、何らかの理由がないと普通はやらないわけであって、こうした補助金対策として走らせていらっしゃるのであれば、その辺りは、市としても、こちらからお話を向けてということもあってもいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

福島企画調整課長

先ほど申し上げたとおり、県、それから出水市、さつま町とも絡む話ですので、機会があればそういうような話も、南国交通と協議する場もこれからあるでしょうから、そういった話でお伺いをしてみたいと思います。

竹之内和満委員

主要事業の成果説明書15ページ、2款1項8目の企画費の事業名が集落活性化対策事業（地域色づくり事業）についてですが、この中で活動活性化補助ということで、区以外に団体にも支給されており、その団体が3件となっておりますが、どういう団体にどういう事業をやって補助しているのでしょうか。

尾上企画調整課長補佐

団体3件の内訳ですが、大川ボランティアクラブ、田代カッセイ会、寺島会の3件になります。大川ボランティアクラブ、田代カッセイ会につきましては、道路等の除草、花壇の管理、そういったものの景観保全に対しての活動に補助をいたしております。寺島会につきましては、寺島記念館の中での読み聞かせであったり、観光客等の受入れの活動に対しての補助をさせていただいております。

竹之内和満委員

その件に関しては分かりました。

もう一つ、この地域色づくり事業が、令和3年度が時限措置の最終年度ということで、恐らく何らかの修正を加えられると思いますが、これは区のほうからそういう不満というか、変えてくれという声が出ているのでしょうか。

尾上企画調整課長補佐

区のほうから不満が出ているというわけではなく、補助制度の一定の3か年をめどに内容の見直しを行うということで、今年度が最終年度ですので、現在その見直しを進めているところです。

竹之内和満委員

現状と課題というところに、世帯数の少ない区においては、まず補助金が少ないと。確か1世帯1,000円、固定額で。100世帯だったら10万円ということで、そういうことをなくして不公平感がないように、割と世帯数の少ないところにも配分されるような修正をするのでしょうか。

尾上企画調整課長補佐

8月に、区長の方々にアンケート調査を行っております。そういった声をまだ、全て集約ができていない状況ではございませんけれども、その声も反映させながら、検討してまいります。

牟田学委員

決算に関する説明書の36ページ。肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業で233万9000円とありますが、これは阿久根市の分だと思いますけれども、出水市と薩摩川内市の金額が分かれば教えてもらいたいです。

福島企画調整課長

申し訳ございません。ちょっと今、手元に数字はございませんが、人口割で負担割合は決まっていますから、大体の額は恐らく分かると思います。その経費については、まず県が鹿児島県分の85%を持った上で、沿線3市が15%負担と。そちらを、人口割合で薩摩川内市、阿久根市、出水市で負担するという形になっておりまして、阿久根市が割合のうち16.6%、出水市が37%、薩摩川内市が46.4%となっております。したがって、薩摩川内市で言うと、阿久根市が16.6%に対して46.4%ですので大体3倍弱ぐらいの額になりますし、出水市でいうと2倍強の額になりますので、ちょっと手元に数字がございませんが、規模感としてはそのような額になってるということで御理解いただければと思います。

濱田洋一委員

成果説明書の14ページ、50歳組歓迎レセプション関係事務ということで今回、はっぴを90着作成されたということでありますが、例えば小学校の運動会、その前日のレセプション等で使われようとした中で、こういったはっぴの制作ということだったのでしょうか。それとも、PRということでもありますので、何らかの、例えばマスコミ等を使って、この事業をPRしていきたいということでのはっぴの作成ということであつたのでしょうか、教えてください。

尾上企画調整課長補佐

その両方です。対象者の方々が、レセプションや運動会で着用していただくのはもちろんですが、華の50歳組は阿久根市独自の伝統ある行事ですので、こちらを全国にPRするために、イベント等の中でも活用を予定をしているところです。

木下孝行委員

同じ項目、成果説明書の14ページ、50歳組歓迎レセプション関係事務及びまちづくりビジョンのほうの38ページ、華の50歳組の参加率ということで、あわせて質問をさせていただきます。

まちづくりビジョンのほうは評価がDということですが、それはコロナの影響で開催されなかったことが原因ということでもあります。そして今年も開催されず、来年もどうなるかまだ分からない状況の中、市民の意見として私がお聞きしてることなんですけども、去年できなかった50歳の方、また今年できなかった50歳の方たち、ひょっとすれば来年もどうなるか分からない状況ですけれども、こうして楽しみにしていた華の50歳をできなかった人たちの中には、コロナ収束後の年に50歳組をやりたい人もいるんじゃないかと。その方たちに対して、希望調査というか、特に地元の人からまず意見を聞いたり、そういう実行委員会の方たちから、収束後の50歳組を1、2年後にという形になるけれども、ぜひ、やりたいというような意見を持ってる方も多くいるような話を、私はある市民の人から聞いたわけですよ。その辺を行政はどう対応していくんだろうかと。全く考えてないんだろうかと。去年、今年と開催されなかった人たちに、何らかの形でそういうものができないだろうかというようなことをちょっと聞いたわけですよ。その辺に関して、企画課としてはどのように今、考えてるかちょっと聞かせてもらえますかね。

福島企画調整課長

同様の声を我々も聞いておるところでございまして、昨年度中止になった分につきましては、本当は今年度、何かしらの同窓会的なイベントを開催できないかというようなことは考えておりました。ただ、今年も、昨年度分も含めて、今年度の分も結果的にコロナの影響がありまして残念ながら中止になったというところでございます。

このイベントの性格自体からして、全員といいますか、やはり参加したい方は実際に阿久根市に来ていただいて参加していただくということが非常に重要なのかなと思っておりまして、そういった関係者といいますか、対象者の意見もしっかり聞きながら、来年度何かできないかということを、これから来年度の予算編成に向けて検討してまいりたいと考えております。

木下孝行委員

ぜひ、できるのであれば、できなかった年の人たちから意見を聴取しながら、開催できる年に、できなかった人たちも含めて、そういったイベントをつくってほしいと思います。阿久根市に人が集まる大きな一つの機会にもなるし、復興に向けての一つの事業にもなると思うんですね。だからそういうのも、今後、ぜひ検討しながら、考えていってほしいと思います。よろしくお願いします。

山田勝委員

阿久根市まちづくりビジョンを見て、部分的にはよくやってらっしゃいますよ。それぞれの項目では非常によくやっています。

濱崎國治委員長

山田委員何ページですか。

山田勝委員

これは、まちづくりビジョンを総評してです。

非常によくやっていらっしゃいます。ただし、全体として、全然にぎわいを感じないんだよな、にぎわいを。その辺を主管課として、どうしたらにぎわいが創出できるか。にぎわいを感じないとね、やっぱりよかったっていうふうにはいかない気がするんですね。どう思われますか。

福島企画調整課長

にぎわい感というところと言うと、主に観光の振興のところですか、あと商工業振興、その他、関係するところもあるかもしれませんが、そういったところが該当してくるのかなというふうに考えております。それで、にぎわい感がないというところではありますが、こちらでビジョンに盛り込んでいる施策をある程度しっかり行っていけば、どれぐらいかというのは主観にかかるところもあると思いますが、まずこれをしっかり取り組んで、活性化を図っていくということが大事だと思っておりますので、引き続きビジョンのフォローも含めて、企画としてはしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

山田勝委員

この成果説明書を見れば非常によくやってらっしゃいます。このまちづくりビジョン等については。そのほかについては別として、このまちづくりビジョンの仕事をずっと見てみますとね、よくやっているけれども全体としてにぎわいを感じないところにね、例えば、全体的に見れば何でにぎわわないのかなと。何でこんなに寂れていくのかなという気持ちになるのでね、そこはぜひ注目して、必死に考えて取り組んでいただきたいと思います。

竹原信一委員

今の山田議員の質問に関連して。

努力している成果を図ったという作業ばかりであって、実際になぜ衰退するのかと。人が出て行っている、そういう問題点に対する視点が足りない私は思っております。現状分析ですね。増えているところは、例えば沖縄なんかは人口が増えたりしている、子供も生まれている。そういったところもあるわけですよ。阿久根市の状況にはどんな問題があるのか。そこをぜひ明らかにして、対策を取っていただきたいと思います。よろしくお願いします。何かあればどうぞ。

福島企画調整課長

原因分析というのは非常に重要なことだと思いますので、今後、例えば来年度も施策検証委員会とか開かれますので、その際等も含めて分析等を行っていききたいと思います。

濱崎國治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、企画調整課所管の事項について審査を一時中止します。

〔企画調整課退室〕

午前中の審査を一時中止し、休憩したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは午前中の審査を一時中止し、休憩します。

(休憩 午前11時54分～午後1時00分)

〔総務課入室〕

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、認定第1号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野総務課長

認定第1号中、総務課の所管する事項について御説明します。

初めに、主要事業の成果説明書について、主なものを御説明いたします。

成果説明書の1ページをお開きください。

第2款総務費1項2目職員研修費については、職員の事務処理及び政策形成能力等の向上を目的に実施する研修会等に係る費用であり、自治研修センター等への委託研修や市の独自研修のほか、総務省への研修派遣等を引き続き実施し、職務に対する意識を高め、事務処理能力の向上に取り組んだところです。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの研修会が中止となったところですが、現在はオンライン研修も増えてきていることから、今後も継続した研修参加を図っていきたいと考えております。

2ページになります。同じく、16目庁舎管理費の市庁舎改修工事は、平成30年度の庁舎長寿命化調査結果を踏まえ、昨年度から2か年にわたり実施しているもので、令和2年度は、エレベーター設置、トイレ改修、多目的トイレ設置、市民ホール改修、議場等の改修を主に実施しました。令和3年度は、市庁舎の外部改修を実施しているところです。

3ページになります。同じく、1目一般管理費の集落支援員事務については、平成30年度からの取組であり、集落の巡回、点検活動等を通じ、地域の課題等について区長等から意見を聞き取りながら、地域の課題解決に向けた取組を進めています。事業の成果欄にもありますが、集落支援員による区長宅訪問や巡回活動等を通じて、区長等との円滑な事務連携が図られ、地域情報の収集と共有が図られているところです。

4ページになります。同じく、1目一般管理費の防犯灯LED化推進事業については、令和元年度から令和5年度までを期間として整備を進めており、各区が設置・管理している防犯灯のLED化を推進するため、事業を実施する防犯組合連絡協議会に対し補助金を交付するものです。令和2年度においては、42区において合計323灯がLED防犯灯に切り替わり、防犯効果の向上をはじめ各区の電気料の低減にも寄与しております。なお、令和2年度末現在のLED化率は約52%となっております。本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の32ページに記載されており、令和2年度の事業評価は、事業が順調に進んでいることから評価はAとなっております。

5ページになりますが、同じく3目広報費の広報用放送施設整備事業は、各区の広報用無線施設について、現在のアナログ無線設備が電波法の改正により今後、使用できなくなることから、デジタル無線施設への更新が必要な区において順次更新を行うものです。

現状と課題にありますように、更新が必要な35区のうち令和2年度までに13区の整備が完了し、今年度は12区において整備を進めているところです。残り10区についても計画的に期限までの更新を進めてまいります。

6ページになりますが、第9款消防費1項4目災害対策費の災害対策用備蓄については、市域で大規模な災害が発生した場合に、避難者等を1,500人と想定し、3日分の食糧、飲料水、毛布、災害用袋式トイレなどの生活必需品、ブルーシート等の資機材などを平成30年度

に整備したところです。令和元年度には、発電機、投光器等を整備し、さらに令和２年度には、新型コロナウイルス感染症対策に関する備蓄の整備を行ったところです。今後も、計画的な備蓄品の購入、更新を進めてまいります。

７ページをお願いします。同じく、４目災害対策費の防災行政無線デジタル化整備事業は、電波法の改正等に対応するため、防災行政無線のデジタル化を平成30年度から令和２年度までにかけて整備してきたものであり、昨年度は、屋外拡声子局の整備を進め、全事業が完了したものです。今後は設備の適正な維持管理に努めてまいります。

それでは、次に決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて、御説明いたします。

決算に関する説明書は33ページ、事項別明細書は15ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

第２款総務費１項１目一般管理費は、主に総務課の職員等の人件費や区長業務委託料、防犯活動に係る費用であります。１節報酬は、電話交換・放送等業務、市民相談窓口等業務、集落支援員の各会計年度任用職員の報酬が主なものであり、２節給料から４節共済費までは特別職２名と職員の人件費及び会計年度任用職員等の社会保険料であります。３節職員手当等には、特別職及び一般職員の退職手当に係る区市町村総合事務組合負担金１億6557万円余りが含まれております。８節旅費は、特別職を含む職員分の普通旅費及び会計年度任用職員等の通勤費相当額等であり、９節は市長の交際費であります。事項別明細書は16ページに入り、12節委託料は、行政事務に関する区長業務のほか、職員の健康診査業務、顧問弁護士の委託料が主なものであります。決算に関する説明書は34ページになります。18節負担金補助及び交付金は、説明書備考欄に記載の各種団体への負担金や県からの派遣職員２人分の給与等に係る負担金、阿久根地区防犯協会の負担金、また主要事業の成果説明書で御説明した防犯灯ＬＥＤ化推進事業補助金が主なものであります。24節積立金は、退職手当準備基金に積み立てるものであり、退職手当に係る区市町村総合事務組合負担金の精算等に備えて１千万円と基金利子分を積み立てたものであります。なお、令和２年度末の退職手当準備基金残高は、１億6194万3330円となっております。

次に、２目職員研修費は、主に職員の執務能力の向上を目的とした研修会等への参加に係る費用であり、予算現額に対する執行率は72.2％となっております。８節旅費は、総務省への派遣研修に係る旅費のほか、市町村アカデミーなど県外への研修参加に係る旅費が主なものであり、18節負担金は、区市町村職員研修協会、市町村アカデミー研修などに係る負担金が主なものであります。なお、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、研修会の中止、延期が相次ぎ、減額補正を行ったところであります。

次に、３目広報費は、主に広報あくねの発行や防災行政無線の放送施設の整備に係る費用であります。10節需用費は、広報あくねの印刷代が主なものであり、11節役務費は、広報あくねの発送経費が主なものであります。18節負担金補助及び交付金は、主要事業の成果説明書で御説明しました区の放送設備をデジタル無線放送設備へ更新を行った市内６区に対する広報用放送施設整備事業補助金が主なものです。

事項別明細書は、17ページになります。次に、４目文書費は、例規システムの運用や図書追録費、印刷機等の借り上げに係る費用が主なものであり、12節委託料は、例規集のデータ更新等業務委託料、13節使用料及び賃借料は、例規執務システム使用料と高速印刷機、プリンター複合機等のリース料が主なものであります。

決算に関する説明書は35ページになります。7目財産管理費の総務課分は、主に公用車の運行や管理に係る費用であります。1節報酬はマイクロバス等を運転する会計年度任用職員の報酬であり、10節需用費のうち総務課分は895万6775円で、公用車の燃料代や修繕料などであり、11節役務費のうち総務課分460万1056円は、公用車の自動車損害保険料及び車検整備等の手数料などです。13節使用料のうち総務課分は52万4130円であり、職員等の出張時における高速道路のETC利用料金です。17節備品購入費は、普通自動車1台、軽箱バン1台の購入と公用車へ設置するドライブレコーダー購入が主なものであります。

決算に関する説明書は37ページ、事項別明細書は19ページになります。13目交通安全対策費の1節報酬は、交通安全指導等業務会計年度任用職員1名の報酬が主なものであり、18節負担金補助及び交付金は、阿久根地区交通安全協会等の負担金が主なものであります。交通安全対策事業に関するまちづくりビジョンの取組状況については、資料の32ページに交通事故発生件数が記載されています。令和2年度の交通事故発生件数は34件であり、基準値及び目標値を下回っていることから評価はAとなっているところです。

16目庁舎管理費は、市庁舎の維持管理に係る費用のほか、令和2年度は本庁舎のエレベーター設置や市民ホール等の改修工事費用が主なものとなっております。1節報酬は、庁舎・公用車管理員1名及び市役所庁舎警備員3名の会計年度任用職員の報酬であり、10節需用費は、庁舎における光熱水費と燃料費が主なものであります。決算に関する説明書は38ページに入り、12節委託料は、説明書備考欄に記載の冷暖房機保守点検業務ほか13件の庁舎管理業務委託料であり、14節工事請負費は、主要事業の成果説明書でも申し上げました市庁舎改修工事であります。

次に、17目電算管理費は、市の各種電算システムの運用に係る費用であり、1節報酬は電算関係の情報管理事務会計年度任用職員1名分であります。事項別明細書は20ページに入り、10節需用費は、電算関係の消耗品等の購入費が主なもので、11節役務費は、庁舎及び庁外施設等の電算専用回線使用料が主なものであります。12節委託料は、決算に関する説明書は38ページから39ページにかけて、備考欄に記載されている電算システム等保守点検業務ほか、9件のシステム運用関連業務等委託料であります。このうち、38ページの下から8行目のホームページリニューアル業務につきましては、機器の障害や大規模災害によりホームページが長期間公開停止となるリスクを低減するため、サーバーをクラウド化し、併せてホームページの編集やメンテナンスを容易にする環境の構築を図ったものであります。本事業に係るまちづくりビジョンの取組状況については、資料の40ページに記載されており、令和2年度のホームページアクセス件数は36万回を超え、基準値及び目標値を上回っていることから評価はAとなっております。13節使用料及び賃借料は、システム機器やパソコン等のリース料が主なものであります。また、18節負担金補助及び交付金は、住民記録や税、財務会計システムなどの利用に係る電算システムサポート負担金やシステム運用交付金が主なものであります。

次に、決算に関する説明書は69ページ、事項別明細書は47ページからになります。第9款消防費1項4目災害対策費は、防災行政無線の整備や災害時に備えるための事業に要する費用であります。3節職員手当等は、大雨及び台風時の災害警戒、避難所等の対応に当たっての職員の時間外勤務手当であり、10節需用費については、昨年度は、災害対策用備蓄品として新型コロナウイルス感染症防止対策用のマスクやアルコール消毒液も購入したところです。12節委託料及び14節工事請負費は、主要事業の成果説明書で御説明しました防災行政無線デ

デジタル化整備事業に係る経費であります。16節公有財産購入費及び17節備品購入費は、それぞれ災害対策用備蓄倉庫6台と災害対策用蓄電池8台を購入し、各避難所に配備したものが主なものです。18節負担金補助及び交付金は、県消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会等への負担金であります。

以上で歳出を終わり、次は歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は10ページ、事項別明細書は4ページをお開きください。決算に関する説明書の備考欄を中心に御説明いたします。

第13款使用料及び手数料1項1目総務使用料のうち総務課分は、本庁舎敷地内にある現金自動預払機や職員労働組合の庁舎使用料63万217円であります。次に、説明書は12ページ、事項別明細書は5ページとなります。同じく2項1目総務手数料のうち当課分は、地縁団体証明などの発行手数料3,600円であります。

説明書は14ページになります。第14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金のうち総務課分は、社会保障・税番号制度システム整備費326万7000円であり、マイナンバー関係のシステム運用交付金に充当しております。

次に、説明書は19ページ、事項別明細書は8ページとなりますが、第15款県支出金3項1目総務費委託金のうち総務課分は、県政かわら版等の配布委託料と市町村権限移譲交付金5万円のうち新たに生じた土地の確認事務に対する交付金2万円であります。

説明書は21ページ、事項別明細書は9ページです。第16款財産収入1項1目財産貸付収入のうち総務課分は、自動販売機の設置に係る庁舎の貸付料75万1190円です。同じく2目利子及び配当金のうち当課分は、退職手当準備基金利子など9万5217円です。説明書は23ページ、事項別明細書は10ページとなります。同じく2項2目物品売払収入は、旧福祉バスの売払金であります。

説明書は24ページ、事項別明細書は11ページです。第18款繰入金1項10目地域振興基金繰入金のうち総務課分は、998万2000円であり、広報用放送施設整備事業に充当したものです。同じく2項4目交通災害共済特別会計繰入金の300万円は、交通災害共済特別会計からの繰入れであり、市道の区画線、ガードレールの設置等を行う交通安全施設整備事業に充当したものであります。

次に、説明書は25ページから26ページにかけて、事項別明細書は12ページになりますが、第20款諸収入5項4目雑入のうち説明書の備考欄の当課分の主なものは、説明書26ページ上から4行目の職員給与等負担金は、県への派遣職員2名分の県負担金であり、その5行下の職員退職手当負担金は北薩広域行政事務組合での勤務歴のある職員が退職したことに伴う同組合からの負担金、その下の広報あくね広告料とその下のホームページ広告料は、それぞれ事業者からの広告料であります。その下、全国市長会災害見舞金は、令和2年7月豪雨災害に対する市長会等からの見舞金であり、その2行下の災害救助費繰替支弁金は、同じく7月豪雨災害で被災した熊本県人吉市へ本市から物資提供を行ったことに対して、災害救助法に基づく交付金が交付されたものであります。

最後に、説明書は31ページ、事項別明細書は13ページになりますが、第21款市債1項8目消防債のうち当課分は、防災行政無線デジタル化事業債1億6120万円であり、防災行政無線デジタル化事業に充当したものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

主要事業の成果説明書の4ページ、防犯灯LED化事業ですが、これまでの議会で私も何回か申し上げているんですが、街の明かり、照明というのは、大きく分けると白色灯の白かオレンジで、国からの補助金を使って大丸地区のメインには、その議論もあってオレンジ等を入れられたわけです。このLEDに関しまして、私が以前の仕事で、国内外の観光地等の照明を知る範囲では、ほとんど魅力的な街が採用しているのは、オレンジの照明であります。市長も観光を基軸としたまちづくりとおっしゃっていますが、そういった観点から、このLEDの照明の色については、市から指導なり協議なりはされていますでしょうか。

中野総務課長

そのような御意見を踏まえ、暖色系の防犯灯の設置について、市内事業者等への聞き取りを行ったところ、暖色系防犯灯の設置事例が、今ほとんどないということ。それから設置費用が通常より高くなる場合がある。また、明るさは通常より暗くなるのではないかというような意見もあり、区長会・役員会等でも議論をしていただき、次のような意見があったところです。

設置費用が高額となると導入しにくい、あるいは防犯への効果に疑問がある。

既設の施設が白色灯である。

防犯灯の効果を高めるため、青色灯の設置を行っている例もある。

以上のことから、現在では積極的な推進は困難であるというふうに考えておりますけれども、設置する地域や状況に応じては、景観に配慮した事業の実施への理解を求めていきたいというふうに考えているところです。

白石純一委員

その防犯的な観点というのは、果たして、国内外の他の暖色系の明かりを採用している地域の犯罪率が高いかということ、そういうデータがあるのであれば別ですが、今、課長がおっしゃったように、観光を基軸としたまちづくりという観点からも、景観に配慮した、こうしたLED灯の導入もぜひ検討・協議していただきたいと思います。

中面幸人委員

説明書の38ページ、2款1項16目、ちょっとこの項目で分からないので教えていただければと思いますが、改修工事意思伝達業務、金額で249万7000円、これはどういう業務でしょうか。

寺地総務課長補佐

改修工事意思伝達業務とは何かとのお尋ねだったと思うのですが、基本的には改修工事における施工管理業務のことです。

中面幸人委員

請負業者等と行政とのいろんなやりとりに対する、そういう業務ですか。

寺地総務課長補佐

少し説明をさせてください。

改修工事意思伝達業務につきましては、令和2年6月26日から令和3年3月31日までの279日間を249万7000円で委託したものでございます。

主に期間中における疑義照会などで、記録に残っているものだけでも62件の相談実績がございまして、この意思伝達業務を受託した事業者につきましては、この工事をする前に、令和元年度におきまして実施しました阿久根市庁舎改修計画設計業務の受託事業者でございます。

木下孝行委員

成果説明書の5ページの備蓄に関して、食糧に関しては3年間保管するというものであったですか。

中野総務課長

災害用備蓄品の食料品・飲料水については、消費期限が5年間のものを購入しているところでございます。

木下孝行委員

令和2年度はその年次には入っていないのですよね。何年目ですか。

中野総務課長

食糧品については、平成30年度に購入しているところでございます。今年度また新たに購入をということになっております。

木下孝行委員

本年度、3年度に購入ということで、その処分というか処理について、議会からも以前、意見があったと思うんですよね。市民に還元するとか地域に還元する、いろんな手段があると思うけれど、これは生かす方法での処分を考えなきゃいかんということで、その辺を本年度はどういうふうにするつもりか、教えてください。

中野総務課長

今、質問がありました消費期限がある備蓄品目については、期限まで1年を切った段階で自主防災組織の訓練時や、あるいは啓発講座の開催のときに啓発用品として、配付等を実施したいというふうに考えているところです。そのようなイベント等での有効活用を図ることを予定しております。また、例えば5年保存の食料を買ったときに、5年目で大量に消費期限が来るというようなことでございます。それを少しずつでも緩和するために、例えば全体量の5分の1ずつを更新していった、いわゆる平準化して購入しようかというような、そういった考えで購入計画も今後立てていかなければいけないというふうに考えているところです。

木下孝行委員

今後、そういった自主防災組織であったり、いろんな形で分配していくということによろしいですね。

次に、2款1項1目一般管理費の集落支援員について、私の認識では、これは交付税措置されている財源で賄っていると思っているんですけど、そこら辺はどうですかね。

中野総務課長

集落支援員の設置に要する経費、点検活動等に対する経費等については、財政措置は特別交付税措置がなされており、支援1人当たり350万円を上限に措置されているところでございます。

木下孝行委員

1人当たり350万ということは、ほぼ全額を交付税で賄っているというふうに認識すればいいんですか。

中野総務課長

そのとおりでございます。

木下孝行委員

そういうことであれば、集落支援員制度が地域とのコミュニケーションに十分役立っているということであれば、1、2人また増やすということは、国から何らかの制限がなければ、もっとより小まめなコミュニケーション・サービスをするということを考えたら、増員するというようなことも考えたらいいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

中野総務課長

今お二人、集落支援員を配置して、担当地区を分けて活動していただいているところです。業務としては、地域が抱える課題等について相談に乗ったり、各種制度の制度案内、補助金制度の説明とか、要望書等の補助作成を行ってもらっています。それから、意見・苦情・要望等を市の関係課につなぐというような業務でございます。

今、市内に77区ありますので、それを大体二つに分ける形で担当してもらっているわけですが、事務量的には現在のところ足りている状況であるというふうに判断しているところで、しばらくは2名の配置でいきたいというふうに考えているところでございます。

木下孝行委員

一般財源に一応、載ってはおりますけど、交付税処置をされてるということで、国のほうが全部支援をしていただいているということであれば、77集落を十分2人で足りているんだろうという説明ですけれども、さらなるサービス、コミュニケーションを取っていく方法を考えながら、後に1人増員とか、そういうことでも、市政とすればさらに市民サービスが上がっていくんだろうと思いますので、諦めずにまたそういったことも考えて、できたら交付税措置されて、基本的には一般財源は使わなくてもいいということなんで、そういった国の財源を使ってサービスを充実させるということも、ぜひ考えておいていただきたいと思います。

濱門明典委員

決算に関する説明書の37ページ、16目の庁舎管理費について、市役所の警備員というのは、どのように配備されているのか教えてください。

中野総務課長

決算に関する説明書37ページの市役所庁舎警備員については、夜間あるいは休日の庁舎の警備員ということで、庁舎の北側の入り口にあります警備員控室等での夜間等の警備、それから時間外等の見回り等をしていただく警備員でございます。

濱門明典委員

これは専門的な警備員ということですか。

中野総務課長

この庁舎警備員の方については、特段の資格等はございません。面接選考しながら、3名を採用しているというところでございます。

濱門明典委員

専門に、こういう警備員という形で市が雇っているということですか。

寺地総務課長補佐

市のほうで雇用しております市役所庁舎警備員の方については、専門的な知識については有しておりません。ただし一方で、機械警備を入れておりますので、専門的な警備について

は機械警備で賄っているところでございます。

濱門明典委員

私が見た感じ、今、庁舎の工事をやっているんですけど、警備室は1人もいないような状況なんですよ。もし事故やらあったときに行政としてどのような扱いをするか、その辺について教えてください。

寺地総務課長補佐

先ほどの答弁の繰り返しになって大変恐縮ではございますが、市役所で雇用しております会計年度任用職員である庁舎の警備員の方については、夜間における証明書等々の受取りを専門としておりまして、専門的な警備については機械警備で対応しているところでございます。

現在、令和2年度から庁舎の改修工事を行っておりまして、委員から御指摘があった点は工事に関して警備がついていないことだと思います。先だって委員が見えられた後、またこちらのほうも事業者とお話をさせていただいて、大きな機械、交通量が爆発的に増えるような場合については誘導員も含めて配置をするように、事業者をお願いしているところでございます。

濱門明典委員

最近、出水や川内なんかでもちゃんとした専門の警備員をつけて工事をやっているとかが多いですから、今後また検討していただければと思います。

山田勝委員

今の質疑の中でちょっと気になるんですが、こういうときの工事について、例えば事故が起きる、起きないというような心配事をするような警備員等については、当然事業を行う業者がちゃんと何もないようにするというのが、当たり前の話のような気がするんですが。

中野総務課長

庁舎の改修工事につきましては、随時、改修事業者と打合せを行っているところですが、安全確保について配慮するよう協議をいたしているところでございます。事故等につきましては、事業者が加入する保険等もあるというようなことでございまして、今、寺地補佐が申しましたとおり、いろんな工事があるときに、いろんな警備員等について、あるいは周知喚起をするというような配慮をお願いしているところでございます。

山田勝委員

いろんな工事する、しないということについては、当然施工する側の責任においてせないかんわけで、阿久根市の警備員をそれと重ねて話をするというのは、どうもぴんとこないからお尋ねするんですよ。

中野総務課長

申し訳ありません。濱門委員から御指摘のありました37ページの市庁舎警備員については、平時の夜間あるいは休日に関して、証明書等の受取り、あるいは庁舎の戸締まりとか、そちらをする警備員でございまして、後のほうから御質問のありました、庁舎改修に関する警備とはまた別個の話というふうに理解をしているところでございます。

山田勝委員

それはもう理解じゃない。当たり前のことを当たり前に話さないよね、私みたいに分からんのは、もう一回聞いてみようかという気になるので、よろしくお願いします。

次に、集落支援員の話在先ほどからずっとこう聞いているんですけどね、例えば、区長は

集落の行政連絡員としてそれなりの報酬をして、私のところの区長なんか非常によく頑張ってくれていますよ。だから、そういうようなことで、集落支援員がおって、いろいろお手伝いするということはありがたく、非常にいいことなただけれども、例えば行政連絡員が、区長がちゃんとやっているわけですよ、現実には。だから、そのつなぎをするというのは別にやぶさかでないんだけど、この中を見てもみますとね、高齢者が多くて、もうなかなか人材がないから大変だという中での話だと思いますよね。だから現実には、今あなた方が行政連絡員である区長会との連絡の中で、どうしてもその集落支援員がいなければならないというような事実があったんですか、今まで。あったとすれば、おったことは大変いいことなんですよ。

中野総務課長

集落支援員を置くことについて、何か支障があってこういったことになったという話ではなく、従来、区長さんたちとの連絡業務について、あるいは、区長会の開催について意見等の集約等はこれまでもしてきたところなのですから、いわゆる区長さんとの連絡の頻度を上げて、集落の実情とか、あるいは、まだ経験の浅い区長さん等について、市の行政内容を説明、あるいは、そのお手伝いをしてもらうというふうな観点からこの集落支援員を配置したということでございます。区の運営に関し苦勞されている点とか、あるいは地域で行われている行事・風習等々について情報等を寄せていただくことで関係課ともつないで、円滑な事業運営に資するということで、この集落支援員の活動というのは非常に行政的には助かっているというふうに理解しているところでございます。

山田勝委員

なるほどね、助かっていると思う。ただ、数年前に、議会が議員と語る会を開催しているときにあるところで、私の集落には議員がないので、誰に頼んで道路改修とか、あるいは陳情をすればいいんですかという住民がいましたよ。だから、私はそのときに、行政連絡員は区長さんですから、区長さんを通じてやってくださいという話をしたんですが、なかなか、それが浸透していない部分もありますのでね、それはやはり、もう浸透するようにやっぱり努力せないかなと思いますよ。その付近を痛切に感じますから、よろしくお願いします。

中野総務課長

今、山田委員から御意見がありましたとおり、今、集落支援員のお二人にも、頻繁に区長宅を回っていただき、あるいは地域の実情等の情報等も集めていただいているところでございます。その中で、どうしても行政とのつなぎで不明な点というのが多々ございます。今、そこを酌み取って各課につないでもらっているところでございますので、その点については細やかな対応を今後もしていきたいというふうに考えております。

山田勝委員

つい最近のことで2人ぐらいの話なんですけれども、私の集落はどうもこうも、道路、あるいは県道に非常に草が多くて困っているんだと。通学路なんだけどどうにもならないというようなことがあっても、なかなか役所に連絡が行かない場合もあるんですよ。そういうときには、あなたのところに申請上げればいいのか、どこに申請を上げればいいのか、区長さんは。

中野総務課長

区長さん等の相談について、その部分については、集落支援員の方が聞いて行政係に通じ、また行政係から関係課にその部分を通じていくということで、事項の内容によって、こちら

のほうでつないでいくという形になります。

山田勝委員

それならば漏れなく、市民に全然不自由のないようにやっているものだと思っていらっしゃるんですね。

中野総務課長

全然不自由なくを目指して、集落支援員の方にも、こちらのほうからも頑張っていきたいというふうに考えております。

山田勝委員

もういいですけどね、決してね、あなたが言うようにね、完全に通達が行って、それが返ってくるような状況じゃないことは事実ですよ。それはもう事実ですよ。具体的に場所を挙げてもいいぐらい言ってあげますよ。でも、やはり集落支援員がどこまでするのか、集落の区長がどこまでするのかというのをちゃんと教えてやらないといけないという気がしますので、その付近は頑張って教えてください。

濱崎國治委員長

お願いですけれども、要望になるのか、答弁を求めるのかというのが分かりにくいようなときがありますので、その辺はよろしくお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、総務課所管の事項について審査を一時中止します。

○認定第3号 令和2年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

濱崎國治委員長

次に、認定第3号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野総務課長

認定第3号につきまして、御説明いたします。

はじめに、主要事業の成果説明書の8ページをお開きください。

交通災害共済事業の目的としまして、交通事故による被害を受けた方を救済するための共済制度を設け、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として、昭和42年度から開始されております。

事業実施状況としまして、令和2年度の加入者が8,409人であり、加入者は減少傾向であります。

2の見舞金については、死亡見舞金が100万円、傷害見舞金として基本額1万円に、入院・通院それぞれ1日ごとに記載のとりの金額を加算した額を見舞金として支給するものです。

事業の成果欄に記載しておりますが、令和2年度は11件の交通災害に対し253万5200円の共済見舞金を支給しました。内訳は右に記載のとおりです。

現状と課題として、共済見舞金の請求者の6割以上が60歳以上であることから、交通事故の減少に向けた交通安全教室、また各種啓発活動を引き続き実施していくこととしております。

次に、特別会計の決算に関する説明書の1ページをお開きください。

交通災害共済特別会計の総括的な内容について申し上げます。

1 ページのちょうど真ん中の交通災害共済特別会計の縦の欄を上からご覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた3段目、歳入歳出差引額は42万3922円の黒字でありました。前年度の実質収支との差額マイナス87万2630円と基金への積立金及び積立金取り崩し額の差し引きから、一番下の段の実質単年度収支は、マイナス389万9518円となりました。

なお、令和2年度末の交通災害共済基金残高は、7238万5885円となっております。

次に、決算に関する説明書は16ページ、事項別明細書も16ページをお開きください。歳出について御説明申し上げます。

節ごとにその主なものについて御説明いたします。

第1款事業費1項1目事業費の7節報償費は、共済会費の区長取りまとめ謝金であります。

10節需用費は、加入申込書の印刷経費であり、11節役務費は、加入申込書等の郵便料及び金融機関の窓口収納手数料であります。18節負担金補助及び交付金は、11件の交通災害共済見舞金と電算システムサポートシステム負担金が主なものであります。27節繰出金の300万円は、市民の交通安全対策の推進のため、区画線の補修、ガードレール等の設置・補修を行う交通安全施設整備事業に活用するため一般会計に繰り出したものであります。

次に、第2款基金積立金1項1目基金積立金は、基金利子を交通災害共済基金に積み立てたものであります。

次に、歳入について申し上げます。

決算に関する説明書は15ページ、事項別明細書も15ページになります。

第1款共済会費1項1目共済会費は、会員の年会費であり一般の会員が365円の5,762人分、75歳以上の会員が200円の2,647人分、合計8,409人分となっております。

次に、第2款財産収入1項1目利子及び配当金は、交通災害共済基金の利子であります。

次に、第3款繰入金は、交通安全施設整備事業に充当するため交通災害共済基金から繰入れたものであります。

次に、第4款繰越金は、前年度からの繰越金であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いします。

濱崎國治委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中面幸人委員

成果説明書の8ページ1款1項1目交通災害共済事業についてお伺いをいたしますが、今の課長の説明で、加入者が減少傾向にあるということで、現状と課題の中に、減少傾向として人口の減少というのは分かりますが、交通災害共済の加入率低下というふうにうたわれていますが、確かこれは、加入の申込みの仕方が変わりましたよね。例えば、個人個人が何か振り込みに行かないといけないような形で、区長さんから、ちょっと加入者が減るんじゃないかなという懸念の声も上がりましたので、私も1回言ったことがあるんですが、そういうことが原因で低下、少し減っているのか、どう捉えていらっしゃるんですか。

中野総務課長

人口減少については、減少の中で加入者が少なくなるというのはあるんですけども、災害共済の大本の加入率低下というのは、ほかの保険会社、民間保険等の部分についても、充実しているというような現象もあるかと思います。

それと中面委員が今言われました、取りまとめの方法が若干違って来たということについては、これは行政事務連絡員制度をちょっと見直したことで、区長さんの取りまとめがなくなったということでございます。これについても同様に、懸念される向きがあったのですが、そういった取りまとめがなくなった場合でも、区長さんによる区民の方への呼びかけについては継続してお願いをしているところでございまして、それがどの程度、加入率の低下につながっているのかははっきりとは分かりませんが、今後も広報チラシ等で、加入促進について継続的に行っていかなければいけないというふうに考えているところです。

中面幸人委員

年間365円ということで、市民からは保険料の割にはいい共済制度だと言われておりますので、ぜひ、執行部と区長さんと語る会がありますよね、そういうときにでも区長さんたちの意見を聞いて、ぜひ加入率を上げてほしいと思います。これは要望です。

濱崎國治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第3号について審査を一時中止します。

暫時、休憩します。

〔総務課退室〕

(休憩 午後2時01分～午後2時12分)

〔総務課消防係入室〕

○認定第1号 令和2年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、認定第1号中、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。

参事の説明を求めます。

児玉参事

認定第1号中、総務課消防係の所管する事項について、主要事業の成果説明書から御説明いたします。

191ページをお開きください。

第9款消防費1項1目常備消防費の常備消防施設整備事業は、電源立地地域対策補助金を活用して、人員搬送車を阿久根消防署に貸借配備したものであります。

次に、192ページから194ページ、2目非常備消防費消防分団整備事業になりますが、192ページは、電源立地地域対策補助金を活用して、普通消防積載車を三笠分団黒之浜班に、193ページは、過疎対策事業を活用して、小型動力ポンプを折多分団多田班にそれぞれ更新配備したものであります。194ページは、令和2年度コミュニティ助成事業地域防災組織育成事業を活用して、雨衣68着を消防団に配備いたしました。これらにより、災害発生の際には、消防署員、消防団員が迅速かつ円滑に出動することができるほか、現場における団員の安全の確保、効率的な活動の実施が可能となり、消防団としての消防力の確保及び地域防災

力の充実強化を図ることができ、管内住民の安心・安全の向上に寄与しました。

主要事業については以上であります。

次に、まちづくりビジョンの取組状況について御説明いたします。30ページになります。

基本目標4快適・安全で潤いとやすらぎのあるまち(3)消防・防災対策の充実について、令和2年度の実績値、目標値及び評価は記載のとおりであり、住宅用火災警報器の設置率及び消防団員充足率はB評価、普通救命講習受講者数はD評価でありました。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき御説明いたします。

決算に関する説明書は68ページ、事項別明細書は46ページになります。第9款消防費1項1目常備消防費については、執行率約100%であり、決算に関する説明書の備考欄のとおり、人員搬送車の備品購入費、阿久根地区消防組合への負担金などであります。

次に、2目非常備消防費については、執行率93.8%であります。1節報酬は、消防団員212名分の報酬であり、7節報償費は、消防団員18名分の退職報償金と消防出初式の表彰用記念品、優秀班表彰旗等の報償費であります。8節旅費は、消防団員の費用弁償であり、10節需用費は、消防団の車両等の修繕料や、燃料費、消防団詰所の光熱水費のほか、年末警戒時の激励に要した経費などが主なものであります。11節役務費は、郵便料・電話料等の通信運搬費のほか、消防団車両の車検、保険料が主なものであります。決算に関する説明書は、69ページになります。17節備品購入費は、三笠分団黒之浜班に配備しました普通消防積載車、折多分団多田班に配備しました小型動力ポンプ、消防団員の活動服や雨衣、現場用消防ホースの購入経費であります。18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書備考欄のとおり、消防団員の退職報償金掛金のほか、団員等公務災害補償等共済基金掛金や消防団互助会に交付した消防団員の福祉共済等への補助金などが主なものであります。27節繰出金は、桑原城地区の消火栓新設に係る経費1基分、旧簡易水道地区消火栓維持管理経費153基分、上水道地区消火栓維持管理経費299基分を支出したものであります。

次に、3目水防費15節原材料費は、水防用資材を購入したものであります。

事項別明細書は47ページになります。4目災害対策費のうち、総務課消防係が所管する予算は、71万4000円でありましたが支出を要する災害が無かったことから支出はありませんでした。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。

歳入は、決算に関する説明書のみで説明いたします。19ページをお開きください。第15款県支出金3項1目総務費委託金のうち消防係所管分は、備考欄の下から2行目の市町村権限移譲交付金のうち3万円であります。

25ページになります。第20款諸収入5項4目雑入2節団体支出金は、消防団員退職報償金であります。26ページになりますが、20節雑入のうち消防係所管分は、備考欄の上から2行目の原子力立地給付金のうち5万5700円、中ほどにあります、県消防協会火災共済制度出資金割戻金、県消防協会福祉共済制度返戻金、地域防災組織育成事業助成であります。

31ページになります。第21款市債1項8目消防債のうち消防係所管分は、消防施設整備事業債であり、折多分団多田班の小型動力ポンプ更新の整備事業に充当したものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

総務課参事の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、総務課消防係所管の事項について審査を一時中止します。

〔総務課消防係退室、税務課入室〕

次に、認定第1号中、税務課所管の事項について審査に入ります。

税務課長の説明を求めます。

新町税務課長

それでは、認定第1号中、税務課所管分について御説明します。

決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて御説明します。

決算に関する説明書の6ページ、事項別明細書1ページをお開きください。説明書6ページに記載のとおり、市税の調定額合計21億3453万6927円に対し、収入額合計は20億1113万178円であり、調定額に対する収入率は94.22%で、前年度収入率93.41%を0.81ポイント上回りました。

次に、税務課で取り組みました主な収入率向上対策について、御説明いたします。

年間を通して、滞納者の生活状況調査、預貯金調査等を行い、適切な差押えや執行停止など滞納処分を実施してまいりました。特に、滞納繰越分の出納閉鎖の3月末、現年分の出納閉鎖の5月末に合わせ、3月から5月を徴収強化月間と位置づけ、臨戸訪問等による納税相談、徴収等を集中して実施してまいりました。

催告書の発送につきましては、現年度滞納者を中心に9月・11月・4月の3回実施し、滞納の早期解消に努めてまいりました。市外在住滞納者につきましては、徴収や納入催告だけでなく、預貯金や勤務先、給与額等の実態調査を行いながら、適正な滞納処分を必要と判断した場合は、差押えなどについても実施しております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、県及び北薩地域市町村合同公売会の開催はありませんでした。

次に、預貯金、給与等の差押えにつきましては、71件実施し、232万9785円を市税等に充当しました。搜索・差押え・公売につきましては、今後も取組を強化していくとともに、これらの滞納処分の実施につきましては、市民への周知を図り、納期内納付の徹底を推進してまいりたいと考えております。

このほか、次代を担う児童・生徒に対して、税金の意義や役割を正しく理解してもらい、納税者としての自覚を育むことを目的に、出水地区租税教育推進協議会の活動の一環として、市内7校の小中学校及び高校において、税務課職員による租税教室を実施しました。

なお、市税収入率については、まちづくりビジョンの取組状況の44ページに記載されており、令和2年度の目標値93.33%を上回ったことから、事業評価はAとなっております。

以上で、令和2年度に取り組みました主な収入率向上対策等についての説明を終わります。

決算に関する説明書の6ページ、事項別明細書1ページにお戻りください。先ほど御説明いたしました令和2年度の市税全体の調定額は、前年度に比べ、現年分が約2599万2000円の減少、滞納繰越分が約1424万5000円の減少で、合計で約4023万円7000円、1.85%の減少となっています。

税目別調定額の増減につきましては、個人市民税が約959万4000円、1.48%の減少、法人市民税が約280万5000円、2.45%の減少、固定資産税が約556万円、0.49%の減少、軽自動車

税が約143万2000円、1.48%の増加、市たばこ税が約2331万円、12.33%の減少、入湯税が約40万円、47.00%の減少となりました。また、市税全体の収入額につきましては、前年度に比べ2024万3803円、1.00%の減少となっています。

調定額から収入額を差し引きますと1億2340万6749円となりますが、このうち2033万8493円を不納欠損処分し、残りの1億306万8256円が収入未済額であり、前年度末に比べ2253万9820円、17.94%の減少となっています。収入未済分の詳細については、決算に関する説明書7ページの市税滞納繰越調書のとおりであります。

次に、決算に関する説明書8ページ、事項別明細書2ページをお開きください。3款利子割交付金は、県が収入した利子割の額から、徴収取扱費相当額を控除した残額の5分の3の額。

4款配当割交付金は、一定の上場株式等の配当について、県が収入した配当割の額から徴収取扱費相当額を控除した額の5分の3の額。

5款株式等譲渡所得割交付金は、源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得について、県が収入した株式等譲渡所得割の額から徴収取扱費相当額を控除した残額の5分の3の額。

6款法人事業税交付金は、令和2年度から始まったものであり、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部が県から市町村に交付されたものであります。

次に、決算に関する説明書12ページ、事項別明細書5ページをお開きください。

13款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料のうち、税務課分、徴税手数料は、所得証明などの証明手数料及び市税の督促手数料です。

次に、決算に関する説明書14ページ、事項別明細書6ページをお開きください。14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金のうち税務課分は、高齢者医療制度円滑運営事業費として補助されたものです。

次に、決算に関する説明書20ページ、事項別明細書8ページをお開きください。15款県支出金3項委託金1目総務費委託金は、税務課分、徴税費委託金は、個人県民税徴収取扱費として地方税法第47条の規定に基づき県から9月と3月に交付されるもので、納税義務者数に3,000円を乗じた額が主なものです。

次に、決算に関する説明書24ページ、事項別明細書11ページをお開きください。20款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金は、市税滞納分に係る延滞金であります。次に、決算に関する説明書25ページ、事項別明細書12ページの20款5項雑入2目弁償金は、原付自転車等の標識紛失弁償金の200円であり、決算に関する説明書26ページ、4目雑入の税務課分は、雇用保険料に会計年度任用職員本人負担分の一部とコピー使用料及び封筒広告料等であります。

以上で歳入についての説明を終わり、次に歳出の主なものについて御説明いたします。

決算に関する説明書の40ページ、事項別明細書21ページをお開きください。2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費について、事項別明細書21ページにより節ごとに御説明申し上げます。1節報酬と4節共済費は、税務窓口等事務・滞納整理事務指導員の会計年度任用職員3名と、1月から3月にかけての申告時期に給報整理等の課税事務補助の会計年度任用職員1名分の社会保険料であり、3節職員手当等は、会計年度任用職員2名分の期末手当であります。8節旅費は、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償であります。10節需用費は、市税各納付書、督促状、再発行納付書、納付書発送用封筒などの印刷代が主なものであります。

11節役務費は、収納代理金融機関窓口収納手数料、コンビニ収納手数料、納付書等発送時郵便料及び電話料であります。12節委託料は、固定資産税に係る標準宅地鑑定評価業務に係る委託料であります。13節使用料及び賃借料は、地方税電子申告支援サービス使用料、地方税共通納税システム利用料、軽自動車検査情報サービス利用料が主なものであります。17節備品購入費は、固定資産調査車両を購入したものであります。18節負担金、補助及び交付金のうち負担金は、出水たばこ販売協同組合たばこ消費事業、地方税共同機構会費、資産評価システム研究センター会費及び軽自動車税環境性能割徴収取扱費であり、補助金は、阿久根市青色申告会への補助金であります。22節償還金利子及び割引料は、市税の過年度分の過誤納還付金及び還付加算金であります。

以上で、認定第1号中、税務課所管分についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、税務課所管の事項について審査を一時中止します。

〔税務課退室、市民環境課入室〕

次に、認定第1号中、市民環境課所管の事項について審査に入ります。

市民環境課長の説明を求めます。

牧尾市民環境課長

認定第1号中、市民環境課、三笠支所及び大川出張所の所管する事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書について主なものを御説明いたします。

主要事業の成果説明書の20ページをお開きください。2款3項1目個人番号カード、すなわちマイナンバーカード交付関連事業については、令和3年3月末日で述べ6、968名の方がカードを受け取られております。交付率は34.54%であり、全国平均、県平均を大きく上回っております。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の40ページから41ページに記載されており、令和2年度の事業評価は、ただ今説明した理由から、Aとなっております。引き続き国が目指す令和4年度末に全国民に行き渡らせるという目標に向け、普及啓発に努めていきたいと考えております。

次に21ページを御覧ください。4款1項4目小型合併処理浄化槽設置整備事業については、5人槽が63基、7人槽が10基、10人槽が2基で、合計75基を整備しております。また、その75基のうち、9基が単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行っております。汚水処理人口普及率は57.20%であり、前年度から2.44%上昇しました。県内では普及率が依然として低い状況ではありますが、令和元年度同様、単独から合併に転換する工事に対して24万円の追加補助を行っており、着実にその成果を挙げているところであります。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の26ページから27ページに記載されており、令和2年度の事業評価は、ただ今説明した理由からAとなっております。今年度からは、制度見直しにより単独処理浄化槽、またくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換も激増している

ことから、引き続き汚水処理人口普及率の向上に向け取り組んでまいります。

次に22ページをお開きください。4款1項7目葬斎場管理事務については、人生終焉の場にふさわしい施設として尊厳と品位の保持に努め、より良い環境や運営サービスの提供を目指した管理運営を行うことを目的として民間活力を導入するため、平成28年度から5年間、有限会社本石材店を指定管理者として協定を締結して運営しております。令和2年度の使用実績は、市内369件、市外6件、合計375件であります。また、当該施設は建設から24年が経過しており、設備も含め老朽化が進んでいるため、今後も平成30年度に策定した施設長寿命化事業である葬斎場長寿命化実施計画に沿って施設の改修工事及び修繕を行ってまいります。

次に23ページを御覧ください。4款2項2目塵芥処理事業については、家庭からの可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの収集運搬及び処理業務を行っております。この事業は、家庭系一般廃棄物収集運搬業務総合委託や資源ごみ中間処理業務委託などが主な事業であります。家庭系一般廃棄物収集運搬業務の令和2年度実績は、可燃ごみ3,183トン、不燃ごみ281トン、資源ごみ559トンを収集運搬しております。人口減の数とごみ減量数は、必ずしも同水準で推移していないことから、今後も分別の強化を図るなど、さらなるごみ減量化に取り組む必要があると考えております。

次に24ページをお開きください。4款2項2目海岸漂着物対策推進事業については、脇本海岸・阿久根大島・大川島海岸の委託業務のほか、市で会計年度任用職員を直接雇用して行っており、令和2年度実績は、可燃物・不燃物・産業廃棄物・流竹木を約398トン処理しております。この事業により海岸の環境保全が図られ、安心・安全でクリーンな海岸が維持されていることから、引き続きこの事業を継続していきたいと考えております。

次に25ページを御覧ください。4款2項2目生ごみ堆肥化事業については、令和2年度も市内63区で実施しており、収集実績は家庭系生ごみ401トン、事業系生ごみ687トンであります。この生ごみ堆肥化事業の成果は顕著で、事業実施以前の平成25年度と可燃ごみ量を比較すると、約16%が削減され、ごみの減量化が図られておりますが、やや下げ止まり感もあることから今後さらなる可燃ごみ減量を目指し、事業の徹底を図っていきたいと考えております。また、生成された堆肥についても、利用者から好評をいただいております。令和2年度に約137トンを配布しております。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて御説明いたします。

決算に関する説明書は37ページ、事項別明細書は18ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費9目支所及び出張所費ですが、支出済額の主なものは、1節報酬及び4節共済費であり、これは会計年度任用職員2名分の人件費であります。

次に明細書は19ページをお開きください。15目諸費は、10節需用費の自衛官募集事務に係る事務費及び18節負担金、補助及び交付金の鹿児島県防衛協会に対する運営費負担金であります。

次に説明書は40ページ、明細書は21ページから22ページにかけてをお開きください。3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、12節委託料の主なものは、国外転出によるマイナンバーカード利用に係るシステム改修費であり、18節負担金、補助及び交付金の主なものは、マイナンバーカード事業における地方公共団体情報システム機構への交付金であります。

次に説明書は45ページをお開きいただき、明細書は25ページから26ページにかけて御覧ください。3款民生費1項社会福祉費4目国民年金費は、国民年金法及び政令の規定に基づく法定受託事務とそれ以外の協力・連携事務を行うものであり、人件費がその主なものであり

ます。

次に説明書は、50ページをお開きいただき51ページにかけて、明細書は30ページをお開きいただき31ページにかけて御覧ください。4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費は、18節負担金、補助及び交付金が主なものであり、浄化槽推進市町村協議会負担金、尾原地区共同水道組合への施設修繕補助及び小型合併処理浄化槽設置75基の設置補助金であります。

次に説明書は52ページにかけてになります。7目葬斎場管理費ですが、決算額の主なものは、指定管理業務委託料として1786万6000円、葬斎場長寿命化実施計画に基づく施設の防水改修工事として1852万4000円であり、14節工事請負費の分が令和元年度決算と比較し大幅な増額となっております。

次に4款2項清掃費ですが、減額補正は2目塵芥処理費及び3目し尿処理費、いずれも北薩広域行政事務組合への負担金確定による減額が主なものでありますが、特に令和2年度は、元年度と比較しても、新環境センター建設の竣工に伴い、約2億5000万円の大幅な負担金の減額となっております。

それでは目ごとに御説明いたします。

1目清掃総務費の主なものは、18節負担金、補助及び交付金であり、有価物売却利益の30%以内の予算の範囲内で各自治会に交付した循環型社会形成推進助成金及び地域色づくり施設整備事業として実施したごみステーションの整備に対する補助金であります。

次に明細書は32ページにかけてになります。2目塵芥処理費ですが、7節報償費は、市内108か所のリサイクルステーションにおける環境美化推進員116名に対する分別指導立ち合い謝金が主なものであります。10節需用費の主なものは、指定ごみ袋8種類の購入費であります。12節委託料は、説明書の52ページに記載しております、古着・古布再商品化業務のほか八つの業務委託料であります。18節負担金、補助及び交付金は、北薩広域行政事務組合への塵芥処理費とリサイクル処理費の負担金であります。

次に3目し尿処理費は、北薩広域行政事務組合へのし尿処理負担金であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入について御説明いたします。

なお歳入については、決算に関する説明書で御説明いたします。

10ページにお戻りください。13款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料の主なものは、葬斎場使用料であります。次に12ページをお開きください。2項手数料1目総務手数料のうち、戸籍住民基本台帳手数料が当課、三笠支所及び大川出張所分であり、3目衛生手数料のうち主なものは、清掃手数料の指定ごみ袋売却代金及び一般廃棄物収集運搬業務許可に係る申請手数料であります。

次に14ページをお開きください。14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金のうち当課所管分は、個人番号カード交付事業費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費であります。次に15ページを御覧ください。3目衛生費国庫補助金のうち当課所管分は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費であり、75基分の補助であります。次に16ページをお開きください。3項委託金1目総務費委託金は、自衛官募集事務費及び中長期在留者住居地届出等事務費であり、2目民生費委託金のうち、社会福祉費委託金は国民年金事務費であります。

次に18ページをお開きください。15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金のうち当課所管分は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費及び海岸漂着物等地域対策事業費の2件であります。次に20ページをお開きください。3項委託金1目総務費委託金のうち戸籍住民基

本台帳費委託金は、市町村権限移譲交付金である旅券事務費が主なものであります。次に3目衛生費委託金のうち、保健衛生費委託金は、浄化槽法に関する事務ほか3件の権限移譲交付金であります。

次に26ページをお開きいただき、27ページにかけて御覧ください。20款諸収入5項4目雑入のうち、当課、三笠支所及び大川出張所分については、それぞれの雇用保険料、コピー使用料のほか、資源ごみ有価物売払代が主なものであります。

次に30ページをお開きください。21款市債1項3目衛生債ですが、小型合併処理浄化槽設置整備事業債は、小型合併処理浄化槽設置事業に対して、また、塵芥処理施設整備事業債は北薩広域行政事務組合による新焼却処分場建設に対する負担金として、さらに、生ごみ堆肥化事業債は、生ごみ堆肥化業務委託に係る経費として、加えて、葬斎場長寿命化改修事業債は、阿久根市葬祭場の屋根防水改修工事にそれぞれの充当財源であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

主要事業の成果説明書24ページ。海岸漂着物の清掃に関連して教えてください。

令和元年度、2年度、そして本年のウミガメの上陸及び産卵の件数を、脇本と西目、それぞれ分かっていたら教えていただけますか。

牧尾市民環境課長

申し訳ございません。そちらの数字を準備してございませんでしたので、後からお示したいと思います。

中面幸人委員

成果説明書23ページ、4款2項2目の塵芥処理事業についてお伺いをいたします。

現状と課題ということで、ごみの収集量や減量化を述べてありますけれども、私は今後の課題についてちょっと考えなければいけないということでお伺いをいたしますが、今後、高齢化によって、ごみステーションへのごみの運搬が困難になってきていると。もう足が、膝が痛くてこちこちしながら歩いてステーションまで持って来られているという状況の中で、今の収集運搬の形態を維持しながら、新たに戸別収集の方式も加えて実施できないのか、そういうことは考えていないかということをお聞きいたします。

牧尾市民環境課長

現実的に、そういったお声をいただいております。高齢者あるいは足の不自由な方ですとか、ごみステーションまで持って行くのも困難であるというような実情も、生の声としてお寄せいただいているところでございまして、先進事例として、鹿児島市等の事例等を研究しながら、阿久根市でこういったふうに取り組んでいけるのか、そういったものを模索しながら研究してまいりたいというふうに考えております。

中面幸人委員

今、課長から説明がありましたが、通常の収集運搬の経費以外に、この戸別収集にかかる経費については、国から特別交付税が下りてきますよね。当然、鹿児島市内もやっておりますけれども。高齢化が進んでいるのは鹿児島市ばかりでなくて、特に田舎、それこそ各集落にごみステーションはもう1か所か2か所ですので、相当、不自由されている高齢者がもう

目に見えておりますので、これに関わる経費は交付税で見てくれるわけだから、早急に検討しなければならないと私は思っておりますので、ぜひ御検討してください。

牧尾市民環境課長

今、委員からお話があったとおり、私どもも特別交付税として措置されることを理解しております。ただし、普通交付税と違いまして特別交付税の場合には、はっきりどの部分に幾ら措置されたというのがなかなか見えづらいこともありますので、自治体といたしましては、一般財源から出す覚悟を持ってやるべきものというふうに私は個人的に理解しているところでございます。ただし、確かに財源が措置されるということも情報として得ておりますので、そこら辺も含めて研究してまいりたいというふうに考えます。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

牧尾市民環境課長

白石委員の先ほどのお尋ねのウミガメの上陸状況について、資料が見つかりましたので、お答えしたいと思います。

令和元年度は、脇本海岸の上陸が6件、産卵が3件でございます。西目には上陸しておりません。

令和2年度は、脇本海岸の上陸が17件、産卵が14件でございます。飛松海岸の上陸が2件、産卵が1件ございました。

これについて、令和2年度はコロナ禍によって、脇本海岸等も海岸を封鎖した経緯がございます。そのことが、皮肉にもウミガメにとっては幸いしたのかなというふうなことも読み取れるのかなというふうに考えております。

白石純一委員

令和3年度については、集計はまだでしょうか。

牧尾市民環境課長

令和3年度、すなわち本年度につきましては、ただいまのところまだ、上陸1件、産卵1件という数値しか押さえておりませんが、また、こちらについては、改めて何らかの機会を捉えて調査して、機会を見つけてお伝えできればと考えております。

濱崎國治委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、市民環境課所管の事項について審査を一時中止します。

〔市民環境課退室〕

ここでお諮りします。

本日の審査は、市民環境課までを予定していましたが、時間がありますので、明日予定している福祉課の審査を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

休憩に入ります。

(休憩 午後 3 時01分～午後 3 時15分)

〔福祉課入室〕

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

認定第 1 号を議題とし、福祉課所管の事項について審査に入ります。

福祉課長補佐の説明を求めます。

前田福祉課長補佐

それでは、福祉課所管の事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書の中から、主な事業について御説明いたします。福祉課所管の事業の記載範囲は、説明書の26ページから49ページまでとなります。

それでは、主要事業の成果説明書の26ページをお開きください。

阿久根市地域福祉計画策定業務委託は、平成30年4月の社会福祉法の一部改正を受け、高齢者・障害者・児童その他の福祉計画における上位計画として位置づけられたため、地域住民や団体等の参加・協力や関係機関等が連携した包括的な支援体制の整備に向けた取組を推進し、今後の地域福祉推進の指針とすることを目的として、策定したものであります。

次に、27ページの阿久根市障がい者計画等策定業務委託は、本計画が、令和2年度で計画期間の満了を迎えたことから、障がい福祉施策を総合的、計画的かつ効率的に推進するための計画として、阿久根市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を一体的に策定したものであります。これらの計画策定業務を行うにあたっては、アンケート調査を行い関係団体のヒアリング等を経て、策定委員会を開催し策定したものであります。

次に、28ページになります。障がい者自立支援介護給付事業は、自宅及び施設入所している障がい者について、日常生活における介護支援を行う事業であり、事業実施状況欄の記載の居宅介護事業ほか6事業について実施しました。

次に、29ページになります。障がい者自立支援訓練等給付事業は、身体機能の向上や就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う事業であり、自立訓練をはじめ、4事業を実施しており、成果につきましては、事業の成果欄のとおりとなります。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の22ページに記載されており、令和2年度の事業評価としましては、令和2年度の実績が目標値を上回っていることから、A評価となっております。

次に、32ページになります。障がい者自立支援医療費等事業は、身体障害者等で通院による治療を継続的に必要とする方を対象に、医療費の本人負担額が原則1割となる事業であり、給付実績につきましては、事業実施状況欄のとおりとなります。

次に33ページになります。地域生活支援事業は、障がい者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じ、相談支援事業や地域活動支援センター事業のほか、7事業を実施したところです。

次に、37ページになります。子ども発達支援センターこじか運營業務委託は、児童発達支援センターこじかの運営を、指定管理者制度を活用して社会福祉法人青陵会に業務委託し実施しているものです。同センターでは、早期の療育が必要な未就学児を対象にして、日常生

活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、保育所等を訪問しての集団生活への適応のための支援、及びサービス利用に当たっての支援利用の計画作成事業を行っているところです。現在、近隣市町からも児童を受け入れ、出水地区の中核的な支援施設としての役割を果たしているところです。

次に38ページになります。出生祝い商品券支給事業は、子供の出生を祝福し、商品券を支給することにより子育て世帯の経済的支援等を行うもので、令和元年度までは、第1子に3万円、第2子に5万円、第3子以降の子供に10万円分の商品券を支給していましたが、令和2年度からは、全ての子供に10万円を支給したところです。また、商品券は保健師が新生児訪問をする際に持参しており、訪問拒否の防止や乳児期における母親の産後うつ等の早期発見及び虐待予防にもつながるものと考えております。支給対象者数は、平成30年度までは100人台で推移していましたが、その後減少し、令和2年度は97人となっています。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の21ページに記載されております。

次に39ページです。子ども医療費助成事業は、子供に係る医療費を助成することで疾病の早期発見及び早期治療を促進し、子供の健康の保持・増進を図ることを目的としています。事業の成果欄に記載のとおり、平成30年8月診療分から助成対象年齢を18歳まで引き上げ、さらに同年10月診療分からは、住民税非課税世帯の未就学児を対象に窓口負担を無償化したことで、子育て世帯の経済的負担の軽減、並びに経済的理由から診療を控えていた世帯の解消と子供の健康増進が図られたところです。

次に40ページになります。赤ちゃん応援特別定額給付金支給事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の特別定額給付金の支給対象とならなかった赤ちゃんに対し、令和3年4月1日までに生まれた90名に対し一人当たり10万円を支給したものであります。

次に、41ページになります。ひとり親世帯臨時特別給付金事業は、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育てに対する負担の増加や収入の減少など特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、特別給付金を支給したものであります。

次に44ページになります。放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブの運営であり、令和2年度は、市内10か所で、延べ5万9644人の児童が利用しました。令和2年度からは、めぐみ楽童クラブが新たに開設されたところです。事業の成果欄に記載のとおり、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う小学校の臨時休業期間中も、児童クラブでは、感染予防策を講じながら午前中から開所し、保護者が安心して働ける環境づくりに取り組んだところです。

次に45ページになります。生活困窮者自立相談支援事業は、経済的に困窮している方からの相談に包括的に対応し、関係機関と連携して生活困窮状態からの脱却を目指すことを目的に、阿久根市社会福祉協議会に委託して実施している事業です。令和2年度の年間の相談件数は314件で、面談による相談が多いところであり、事業の成果としては、支援員が他事業へつなぎ、さらにハローワークなどの関係機関と連携することで、協働して相談者の立場に沿った支援を行ってきているところです。一方では、支援が必要な方はまだ存在していると思われ、今後も事業の広報・啓発活動を通じて、潜在化しやすい対象者の発見に努める必要があると考えているところです。

続きまして46ページになります。子どもの学習支援事業は、生活困窮世帯の子供たちに学びの場を設け、学習習慣の確立や学力の向上を図り、将来的に貧困の連鎖を断ち切ることを

目的として学習教室を開設しているものです。児童扶養手当受給世帯等の児童を対象に、第2週を除く毎週土曜日に中央公民館鶴見分館において学習教室を開催し、令和2年度は、前期に18人、後期に17人の参加がありました。事業の成果としては、講師が個別指導に近い状態で子供たちの学習を支援することで学習習慣の定着や学習意欲の向上につながったところです。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の25ページに記載されております。

次に47ページになります。生活保護の扶助事業は、令和2年度の扶助費合計額は2億8658万で、前年度と比較して2,057万円ほど減少となっております。平成30年度から、保護世帯及び被保護者数、相談件数はほぼ横ばいで推移しています。現状と課題としましては、生活保護世帯の高齢世帯の占める割合が50%に及んでおり、今後はさらに高齢化が進むと予想されることから、介護サービス利用の増加に伴う介護扶助費の増加が予想されます。被保護者各人の健康状態に対応した健康管理施策の実施が重要となると考えております。

48ページと49ページは、各種事業の参考資料となっております。

以上で、主要事業の成果説明書での説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき御説明いたします。

初めに、歳出から。決算に関する説明書は42ページ、事項別明細書は24ページをお開きください。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費は、地域福祉計画策定業務や、社会福祉法人指導監査実施事業コンサルティング業務に係る委託料が主なものであり、令和2年度は、市内の3社会福祉法人について指導監査を実施したところです。第18節負担金、補助及び交付金は、説明書の備考欄に記載の福祉関係団体への負担金補助とプレミアム付商品券事業における登録店への商品券換金分であります。

次に、決算に関する説明書は43ページ、事項別明細書は25ページに移り、2目心身障がい者福祉費は、障がい者福祉サービスに係る委託料及び扶助費が主なものであります。第12節委託料のうち、相談支援事業及び2行下の地域活動支援センター事業は、長島町と共同で社会福祉法人に委託して、障害者の相談や福祉サービス等の利用支援及び機能訓練や社会適応訓練を行うものであります。また、子ども発達支援センターこじか指定管理業務は、令和3年度までの指定管理者契約となっております。第19節扶助費は、障がい者自立支援事業や地域生活支援事業の各事業であり、内容は主要事業の成果説明書に記載のとおりであります。

次に、決算に関する説明書は45ページ、事項別明細書は26ページになります。第2項1目児童福祉総務費は、家庭相談員2名と児童・母子等福祉サービス事務1名及び保育士1名の会計年度任用職員の人件費が主なものであります。第7節報償費のうち出生祝い商品券は、令和2年度は97名の対象者にお渡ししました。第18節負担金、補助及び交付金のうち赤ちゃん応援特別定額給付金支給事業において、対象を令和3年4月1日生まれまでとしたことにより80万円を繰り越したものであります。第19節扶助費のうち児童扶養手当は、ひとり親家庭の母又は父等に支給するものであり、延べ2,408人に支給しました。ひとり親家庭医療費助成事業は、延べ4,540人に、また、子ども医療費助成事業については、延べ2万3467人に、それぞれ助成いたしました。

次に、2目児童措置費の第19節扶助費は、児童手当の支給であり、延べ児童数は2万2719人で、対前年度比651人の減でありました。

次に、3目保育所費は、みなみ保育園の職員と会計年度任用職員の保育士、看護師、調理

師の計14名の人件費及び施設管理費等が主なものであります。決算に関する説明書は47ページをお開きください。第12節委託料は、一般廃棄物収集業務など、説明書備考欄に記載の10件の業務を委託したものであります。第16節公有財産購入費の乳児室ベランダ設置は、乳児室前に設置されていたベランダは、みなみ保育園開設以来使用され腐食がひどかったことから新たに設置したものです。

次に、4目児童館費の主なものは、第12節委託料の放課後児童健全育成事業であり、市内に10か所ある放課後児童クラブの運営委託費であり、第13節使用料及び賃借料は、第2阿久根学童クラブで使用しているNTT阿久根ビルの賃借料が主なものであります。

決算に関する説明書は47ページから48ページ、事項別明細書は28ページに入ります。第5目保育施設運営費第12節委託料は、社会福祉法人青陵会に委託し、おりた保育園で実施している地域子育て支援センター事業であり、保育園入園前の親子を対象とした子育てサークルの育成・支援や育児不安についての相談・援助等を行っているところです。第18節負担金、補助及び交付金は、保育対策等促進事業が主なものであり、各保育園で実施している延長保育事業等の実績に応じて補助を行い、保護者の就労支援と保育サービスの充実に努めているところです。また、新型コロナウイルス対策事業として、市内の保育園と認定こども園にアクリル板の設置や感染対策用品等の購入に対して補助を行ったところです。第19節扶助費は、市内の私立保育園と認定こども園の7か所、さらに市外の保育園や認定こども園及び事業所内保育事業所の計10か所の延べ児童数7,005人分に係る保育所の運営費であります。

決算に関する説明書は48ページになります。次に、第3項生活保護費1目生活保護総務費は、生活保護嘱託医2名及び生活保護レセプト点検事務会計年度任用職員1名の報酬であります。第12節委託料の生活困窮者自立相談支援事業は、生活全般の困りごと相談として市社会福祉協議会に委託して実施しているもので、主要事業の成果説明書で御説明したところであります。第22節償還金利子及び割引料は、令和元年度分の生活扶助費等に係る国庫負担金等の精算返納金であります。

次に、2目扶助費は、生活保護受給者に対する扶助費であり、主要事業の成果説明書で御説明したとおりであります。

次に、第4項災害救助費1目災害救助費の第19節扶助費については、令和2年台風10号に係る死亡見舞金と住宅火災見舞金1件に対して支給したものです。

以上で、歳出を終わり、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は3ページをお開きください。第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金の第2節児童福祉費負担金の主なものは、保育所運営費であり、保護者から納入される保育料であります。保育料滞納者への対策としては、児童手当の支給時などに納入相談を実施するとともに、夜間の訪問徴収や電話相談、催告書の発送などに取り組んでおります。

次に、決算に関する説明書の13ページ、事項別明細書は6ページになります。第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金のうち第1節社会福祉費負担金は、主に障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業に係る国庫負担金であり、基準額の2分の1を国が負担するものであります。

次の第2節児童福祉費負担金は、各事業において3分の1から2分の1の負担割合であり、第3節児童手当給付費負担金は約3分の2、第4節生活保護費負担金は4分の3が国の負担割合であります。

次に、決算に関する説明書は14ページになります。第2項2目民生費国庫補助金第1節社会福祉費補助金では地域生活支援事業費の基準額の2分の1を、プレミアム付商品券事業費は経費の全額を国が補助したものです。第2節児童福祉費補助金は、各事業の補助率に応じた国からの補助金額であります。

次に、決算に関する説明書は16ページ、事項別明細書は7ページになります。第15款県支出金1項2目民生費県負担金第1節社会福祉費負担金は、主に、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業に係るものであり、県が事業費の4分の1を負担するものです。第2節児童福祉費負担金のうち保育所運営費は、私立保育園の保育所運営費に充てるもので、県の負担は事業費の4分の1であり、第3節児童手当給付費負担金の県負担分は、事業費の6分の1であります。

次に、決算に関する説明書は17ページになります。第2項2目民生費県補助金第1節社会福祉費補助金は、地域生活支援事業等にそれぞれ4分の1から2分の1の県の補助率となっています。第2節児童福祉費補助金は、同様に各事業において3分の1から2分の1の補助率となっています。

次に、決算に関する説明書は20ページ、事項別明細書は9ページになります。第3項2目民生費委託金第1節社会福祉費委託金及び第2節児童福祉費委託金は、市町村権限移譲交付金が主なものであります。

次に、決算に関する説明書22ページになります。第16款財産収入1項2目利子及び配当金は、地域福祉基金が福祉課所管分であります。

次に、決算に関する説明書は27ページになります。第20款諸収入5項4目雑入第2節団体支出金は、国保連合会障害児給付費交付金であり、これは児童発達支援事業に係る給付費として国保連合会から交付されるものであり、心身障害者福祉費における子ども発達支援センターこじか運営事業などに充当しております。第20節雑入は、相談支援事業他団体負担金ほか記載の過年度分の負担金や返納金等であります。なお、生活保護法返還金及び徴収金は、生活保護受給者の収入未申告等による返還金等であります。なお、雑入の収入未済額のうち207万9702円については、生活保護法返還金のうち令和2年度に返還が終了しなかったものであり、滞納繰越処分を行い、対象者は11名となっております。

以上で、福祉課所管の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

課長補佐の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

議会は、阿久根小学校に行きましてお話を聞き聞いたところ、支援の必要な子供たちが大変増えているということでした。そこで、学校に入学する前の子供たちについて同じようなことが言えるのかどうか、福祉課のほうでどのように把握されているのか教えてください。

前田福祉課長補佐

就学前の子供についての支援ということでよろしいでしょうか。

〔竹原信一委員「はい」と呼ぶ〕

就学前の子供の支援については、先ほどの説明の中でありました、発達支援センターこじか、そういったいろんな療育の場で、就学前の子供たちに対しての支援を行っております。

竹原信一委員

質問の意味をちょっと理解されていない。増えていることについてですから。

濱崎國治委員長

ですから、竹原委員、款項目を言って。そうすれば答弁もよくできますから。

福祉費の子供発達支援センターこじかに関して、今の竹原委員の話ですので、そこを酌み取って答弁を。

〔竹原信一委員「もう1回質問しますか」と呼ぶ〕

竹原信一委員

私の質問のポイントは、いわゆる障害というか、そういうのが増えているという話なんです。その原因について、教育委員会のほうではどうも、答えがはっきりもらえなかったわけですね。原因があってそして対策があるということになってくるだろうと思うんですけども、結果的に支援が必要な子がいるから支援してましたではなくて、今、支援が必要な子が増えている原因について究明して、そして、そういう子が増えていかにしないようにするのが先だろうと、1番大事だろうと思うからこのように質問しているわけです。

それで、学校に入学する前の子供についてはそのような傾向が見られるのか、そして、それについてはどのように考えているのか。もし阿久根市で対策が取れないような、分からないようなものであれば、県や国に、あるいは研究機関において分析するべきものなのかもしれないと思っているわけですよ。それについてはどうでしょうか。

前田福祉課長補佐

まず、支援の必要な子供さんが増えてきているということに関してお答えします。

確かに、今、そういった療育が必要な子供さんというのは、人数的には微増といえますが、徐々に増えてきているようです。こちらに関しては、これまでのいろんな療育の現場であったり、市で実施をしている様々な健診、そういったものの保健予防係等々で実施をしている検診等で、そういった支援が必要な子供たちについて、過去と比べれば補足することが大分可能になってきているんじゃないかと思っております。そういったことから、実際に支援が必要な子供たちの数が、実数として増えているということではないかと思われます。

竹原信一委員

ということは、特に何か今の状況が悪くなったことで支援をする子供たちが増えているのではなくて、調査が要支援の相手を増やしているというふうに理解しているということですね。

前田福祉課長補佐

調査をすることで増えたというか、今の子供たちに対しての支援というのが、いろんな支援の在り方が、本当に一人一人に対して必要な支援というのが細かく分けることができるようになってきているんじゃないかと思います。そういう細かい支援が必要になっているということで、決してその検診をしたから増えたとか、そういうことではないです。

竹原信一委員

主体は子供たちですよ。子供たちの実際の状況はどうなのかということをメインで質問しているわけですよ。調査する側の都合と言いますか、お金を回すとか、そんなことで結果的には増えているというふうに今の答弁は聞こえるわけですよ。環境が支援を必要な子供たちを増やしているのではないかというのが私の質問でございますよ。原因があるのではないかと。それについてはどのように考えますかって。ないんだったらないでいいですよ。どうな

んですか。

前田福祉課長補佐

そういった環境であつたりとかいったことで、支援の必要な子供さん方が増えてきているというようなことは、ちょっとデータとして持ち合わせておりません。

竹原信一委員

そうするとですね、先の小学校の話に戻ってくるわけですよ。小学校で支援の必要な子供たちが非常に増えていると。子供たちの数が少なくなる中で増えてるということは、率的には非常に被支援者が増えている。この原因については、学校に入ってからという可能性が高いというふうに、あなたの答弁から聞こえるんですけど、こんな理解でよろしいでしょうか。

濱崎國治委員長

ちょっとあなたの質問は、この決算的なものからすれば逸脱しているように私は思うんですけれども。

竹原信一委員

この決算委員会は、将来に向けての対策といいますか、行政の在り方を目的にしておりますので、1番大事なところだと思います。ですから、今、質問させていただいております。

濱崎國治委員長

もうちょっと焦点を絞って質問していただきたいと思います。

所管課の事業に対する質疑で、あと小学校を含めてということであれば総括のほうでしていただきたいと思うんですが。

前田福祉課長補佐

すいません、ちょっと繰り返しになってしまうかもしれないんですけども、小学校に就学してから急に障害といいますか、支援が必要な子供たちが急に増えたということではなく、今、いろんな社会福祉制度の中で、子供の障害等についても昔とは比べられないぐらいの多様な事業が展開されている中で、子供に本当に必要な支援というの、細部にわたってかなり細かく分かれてきている状況です。そういう子供たちのそれぞれの育ちであつたりとか、支援であつたりとか、そういったところに対して、学校でも対応していただくような形になっていると思いますので、そのようなことから増えているというような形に見えるのかなと思います。

竹原信一委員

今のお話は推測に聞こえます。

小学校と連携して、その件についての検討というのはされたことがありますか。

前田福祉課長補佐

支援の必要な子供たちに対しての個別の案件については、もちろん教育委員会であつたり、健康増進課であつたりと連携を取るのですが、こういう全体的な、そういうところに関しての話はしたことは、私自身はないです。

竹原信一委員

全体のことをやるのが行政です基本的に。それについてもちょっと取り組んでいただけますでしょうか。

前田福祉課長補佐

もちろん行政は単一の課だけではなくて、複数の関係機関と連携をして協力していくものですので、竹原委員のおっしゃるとおり、ほかの関係課とも協議をしつつ取り組んでまいり

たいと思います。

竹之内和満委員

主要事業の成果説明書44ページ、3款2項4目児童館費、放課後児童健全育成事業について、まあ学童クラブなんですけれども。事業実施の中に利用実績が延べ5万9644人と延べで書いてあるんですが、実質的に何名なんですか。また、それは利用している全児童の何割なのですか。

宇都子育て支援係長

令和2年度の児童クラブの登録児童数は、月平均で384人登録してあります。
小学校の割合はちょっと今、資料として持ち合わせておりません。

竹之内和満委員

分かりました、人数だけでいいです。

今年、令和2年で1か所増えて市内10か所の学童クラブができたわけです。現状と課題の最後のほうに書いてあるんですが、学校規模適正化の検討を踏まえて今後の児童クラブの設置の在り方について協議していくと。学校再編の影響を受けると考えられますが、今の時点でどのような方向でいくか、考えていらっしゃいますか。

宇都子育て支援係長

現在、学校規模適正化の教育委員会の検討を踏まえて、また場所等が決定していないと思われるので、今後、場所等が決定した場合に、その近辺における児童クラブの設置の在り方について、今後検討していく予定です。

竹之内和満委員

今の段階ではまだ考えていないということですね。決まってから動き出すということでしょうか。

宇都子育て支援係長

はい。

中面幸人委員

成果説明書29ページ、3款1項2目の障害者福祉について、お伺いいたします。

障害者と一緒に生活している親族としては、将来働ける人は、自分が住んでいる側で働いて自立させたいと思っていると思うんですが、そこで、阿久根市内の障害者の雇用施設、そして、一般企業で雇用しているところが何か所あるのか教えてください。

前田福祉課長補佐

申し訳ありません。障害者を雇用している企業の数までは把握をしていないところです。

中面幸人委員

分かりました。なら、障害者を雇用している施設がありますよね。例えばふたばさんとか、そういう施設で分かりますか。

前田福祉課長補佐

障害者の訓練施設ということでもいいでしょうか。

〔中面幸人委員「それでいいです」と呼ぶ〕

当市内の就労支援事業所についてなんですけど、すいませんちょっと今、資料を手元に持ってきておりません。後でよろしいですか。

〔中面幸人委員「はい」と呼ぶ〕

中面幸人委員

その障害者雇用施設とか、例えば一般企業で雇用してるところが分かれば、後で教えてください。

次に、現状と課題の中に、いろいろ自立支援の訓練を受けてから一般就労につながるケースが少ない状況にあると書かれておりますけれども、その理由は障害者本人にあるのか、施設とか企業側にあるのか、その辺は分かっておりませんか。

前田福祉課長補佐

一般就労につながる件数なんですけれども、ここで言う一般就労というのが障害福祉サービス以外の様々な業種でありまして、なかなかこういった障害で訓練を受けてらっしゃる方は、もちろん知的の方もいらっしゃれば、身体、あと精神というような、様々な方がいらっしゃいます。一旦は就労につながるんですが、やはりどうしても、いろんな障害の状況によっては、また、元の状態に帰ってしまうということがあります。それでも御本人さんも、就労支援施設も含めて一般の通常の企業に、企業といいますか就労のほうにつなげていこうとするんですが、なかなか定着が難しい状況となっております。

中面幸人委員

そういう障害者を訓練している施設があって、例えば農業関係に就労しているところありますけれども、これちょっと愚問になるのかな、大体で、あの方たちの賃金はどんなもんなんでしょうか。

前田福祉課長補佐

賃金についてなんですが、これはもう本当に一般的にというか、数字があるわけではないんですが、B型であれば大体1か月当たりで1万円から2万円の間ぐらいと聞いております。A型のほうについては、作業される業種によってはかなりまだ高額になると聞いております。

中面幸人委員

結構、市内にもいろんな形態の障害者がおられまして、その親としてもやはり、将来的には自分の側で働かせたいと。よそに出せば目が届かないし、自分のそばで働かせたい、そういう働ける企業が欲しいなという声が上がっております。そのことに対して、行政としてそのことについて何か、地元でそういう障害者が働ける企業を増やす対策というか、そういうのは考えておられますか。そういう親の方が要望を持っていられっしゃるんですが。

前田福祉課長補佐

今、障害者の就労に関しては、企業に対しても一定の義務も出されている状況もありますので、行政としてはそういう形で啓発等を行うことによって、障害者の方が様々な企業で働ける、そういった環境づくりにも努めていきたいと考えております。

山田勝委員

今、中面委員の話を聞きながら思うことは、実は私が知っているのにグッドフィールドがあります。私が知っている長島の人が、そういう障害者と一緒に仕事をしながらやっていますよ。だから、何らかの形で支援があると思いますよ。でも、ものすごくよく当たり前に働く人と、ちょっと足りないなあという部分とありますよね。そういう方々に対して、具体的にどういう支援を役所はするんですか。グッドフィールドには、あっちこっちから来ていますよ。阿久根市だけじゃなくて、もっと遠いところからも来ていますよ。それで農業をばりやっています。そういうのに、具体的にどのような支援を福祉課としてはしているんですか。

前田福祉課長補佐

今のグッドフィールドさんとか、そのほかにも市内に幾つか支援をされる業者さんがいらっしゃるんですが、福祉課で行っている部分としては、就労の継続支援ということで、A型とかB型、そういったところに対しての障害福祉制度の中からの利用について、給付費を企業のほうに利用料としてお支払いをするという形になっております。利用者の方は、その事業所で働くことで賃金を得られると。この事業自体が訓練という社会福祉の事業になりますので、その事業を実施するための経費を行政が支出をするというような仕組みになっております。

山田勝委員

だから、そういう方々を採用して仕事をすることによって、その1人に対して幾らというような計算で支給されるんですか。補助されるんですか。事業所に。

前田福祉課長補佐

一人一人に対してというよりは、事業者に対して、サービスの利用料という形で支払いをします。

山田勝委員

事業者に対して支払いをすると言うけれど、例えば10人採用している人もおれば、2人採用している人も、3人採用している人もいるわけでしょう。そういうのはどういうふうにされるんですか。差があるんですか。

前田福祉課長補佐

事業者によってその人数の違いということなんですけど、事業所では、例えば農作業であったりとか、草払いであったりとか、いろんな業務について、よそから発注を受けられる形になるんですが、それに対して個々の利用者の方、障害者の利用者の方が、いろんな作業のほうに従事されると。福祉の事業所としては、まずその業務を持ってこられる場所となっている。その持ってこられた業務を、それぞれの障害者の方がその作業に従事して、作業された障害者の方はその作業分に対しての工賃を受取る。それで、市のほうは、そういう作業自体が障害福祉のサービスということで、利用に応じた形で、1件であれば1件、2人というよりは利用サービスの件数として、ちょっと似ているので言えば介護のサービスのするような形をイメージしていただければと思うんですが、そういう形で、サービスの利用料として施設側に支払いをするということになります。

山田勝委員

もうね、もうあんまりよく分からないんだけど、ただ、そういうような施設が近頃たくさんあるからね、料理弁当を作る会社とかたくさんあるから、だから具体的にどういう仕組みになっているんですかというお尋ねをただけです。私は無知ですから。

それからもう一つ、成果説明書の46ページに子どもの学習支援事業というのがあるんですよね。これを見てもみると、生活保護世帯の子供たちが、どうしても勉強がもうちょっとというような、そういうことのためにされるというようなふうに出てくるんですが、これは私が、たしか前の前の議会のときに、一般質問の中で、教育長がそんな旨の答弁をされましたけれど、でもその後いろいろ聞いてみたらこのことだったかなあという気がしますよね。だから、これは例えば今、そういう形で勉強させるんだけど、他の子供たちとの間に差はできないのか、学力の差ができて、ものすごくできる子、あるいは入れない子供はあんまりできない子とか、そういうようなことも出てくるような気がして、こうしてお尋ねしている

ところです。

栗林保護係長

既にそういった差がある子が対象になってきているところでございます。そして、さらなる差が生じるときは、ぜひ、学業面で困窮されるということであれば、この事業に参加していただければ、本人さんたちの学習の力が自然に底上げされるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

山田勝委員

成果として、ものすごく学力がついて、ちゃんと小学校、中学校、そして次の高校に行けるようなところまで行く、そういう目的を達していますか。

栗林保護係長

実績としては、数字で表すことがあまりできなかったんですけども、数名、高校に合格したということは聞いております。将来の選択肢が増えたのではないかというふうに判断しております。

白石純一委員

決算に関する説明書の42ページ、3款1項1目社会福祉総務費の備考欄の委託料の2行目、社会福祉法人指導監査実施事業ですが、定期的な一般監査に加えて、何か問題が起きたときの特別監査というものは、この年度は発生しておりますでしょうか。

前田福祉課長補佐

令和2年度においては、一般監査を3法人に実施しております。今、お尋ねの特別監査が発生するような状況はございませんでした。

白石純一委員

御参考までに、令和元年度、そして令和3年度も発生していないでしょうか。

前田福祉課長補佐

令和元年度も発生しておりません。令和3年度については、これから、監査を予定しておりますので、その監査の中でまた決定していくことにはなろうと思います。

竹原信一委員

3款3項2目扶助費の件なんですけれども、日本ではこういったことが言われているんですよ。生活保護の7割を100万人の朝鮮人がもらい、残りの3割を1億3000万人の日本人が分け合っている。つまり、生活保護をもらいに行ったときに、日本人のほう非常に厳しいというような状況があると言われておりますけれども、阿久根市の場合に、そういったことの把握はできているのでしょうか。

栗林保護係長

いわゆる外国人保護という類いで一緒にお話しさせていただきますと、そういう対象者は1名いらっしゃいます、今現在ですね。令和2年度ではありません。

濱崎國治委員長

ほかにありませんか。

前田福祉課長補佐

すみません、先ほどの中面委員の、A型・B型のそういった就労施設は何施設ほどあるのかという御質問に対しての資料が見つかりましたので、お答えします。

阿久根市内だけで言えば5事業所になります。

濱崎國治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りします。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

(延会 午後4時15分)

決算特別委員会委員長 濱 崎 國 治